

第4期名古屋市ホームレスの自立の支援等 に関する実施計画（案）

名古屋市

目 次

第1 計画策定にあたって

1 策定の趣旨	3
2 計画期間	7
3 計画策定体制	7

第2 第3期計画期間中の諸状況と計画の評価等

1 市内のホームレスの状況	9
(1) ホームレス数	9
(2) 生活実態	10
2 計画に定める事業の実施状況	26
(1) 基本的な考え方	26
(2) 主な取り組みの実施状況	26
3 計画の評価	36
(1) 成果	36
(2) 現状と問題点	38
(3) 第4期計画策定にあたっての主要課題	42

第3 第4期計画における自立支援施策の推進

1 基本的な考え方	44
(1) 第4期計画における基本的な考え方	44
(2) 施策の方向性	45
(3) 施策の体系	47
2 7つの主な取り組み	49
(1) 住まいの確保と定着	49
(2) 就労機会の確保と定着	52
(3) 心身の健康維持・回復	59
(4) 相談・援護	61
(5) 人権の擁護と尊重	67
(6) 地域における生活環境の維持・改善	68
(7) 民間団体等との連携・地域福祉	70

文中における表記について

○「ホームレス」

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場とし、日常生活を営んでいる者（「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」第2条）

○「ホームレス等」

ホームレス（同法第2条）及びホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者（同法第3条第1項第2号）

※ 「ホームレス」又は「ホームレス等」は人を指す表現として用いており、本文中では重複を避ける意味からそれらの言葉に、「人」、「方」といった表記をしておりませんのでご理解願います。

○ 平成31（2019）年5月に改元が予定されていますが、わかりやすい表記とするため平成31（2019）年度以降も「平成」を使用しています。

第1 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

(1) 実施計画の策定に至るまでの経緯とその評価

○ 失業や倒産等様々な理由により仕事や住む家を失い、やむなく公園等を起居の場所としているホームレスは、一時期に比べてかなり減少したものの、都市部を中心に現在もなお多く存在します。

○ ホームレスは、衣・食・住の各場面において厳しい環境での生活を強いられているだけではなく、野宿生活の長期化・高齢化により多くが健康面での不安を抱えるなど、憲法で保障される健康で文化的な最低限度の生活を送ることが困難な状況にあります。

また、これらの方が起居する都市公園等では、利用を巡って地域社会との間で軋轢が生じる場合もあります。

○ 平成 14 (2002) 年 8 月、ホームレスに関する問題の解決を図るため、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」¹ (平成 14 (2002) 年法律第 105 号 以下「法」という。) が施行されました。

法では、ホームレスの自立支援等に関する施策の目標や国・地方公共団体の責務等が明示され、地方公共団体については、必要に応じた実施計画の策定と実情に応じた施策の実施が規定されました。

○ その上で、国においては、法に基づいて実施した「ホームレスの実態に関する全国調査」(平成 15 (2003) 年 1 月実施)の結果を踏まえ、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(平成 15 (2003) 年 7 月厚生労働省・国土交通省告示第 1 号 以下「第 1 期基本方針」という。)を策定し、地方公共団体が実施計画に登載すべき内容を明らかにしました。

○ 本市では、既に平成 13 (2001) 年 8 月、急増する市内のホームレスに関する問題の解決に向け、市長を本部長²とする「名古屋市ホームレス援護施策推進本部」を設置して施策の実施に取り組んでおりましたが、法の施行及び第 1 期基本方針の策定を受け、平成 16 (2004) 年 7 月には「名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」(以下「第 1 期計画」という。)を策定し、それまで市独自に実施してきた各種施策を、基本方針の目的である「自立の支援等」に向けた施策として明確に位置付けました。

¹施行日から 10 年間の限時法として制定 (平成 14 (2002) 年 8 月 7 日施行) された後、平成 24 (2012) 年度に 5 年間、平成 29 (2017) 年度に 10 年間の期限延長

²平成 19 (2007) 年 4 月からは健康福祉局を主管する副市長が本部長

※第1期計画期間：平成16（2004）年度から平成20（2008）年度まで

- 第1期計画では「就労による自立」と「福祉等の援護による自立」の2つを計画目標として掲げ、実現に向けた具体的な方策として「住まいの確保」や「雇用の確保」など「7つの主な取り組み」を定めました。そして、自立に向けた各段階に応じて、様々な施策と事業を、国、県、経済団体等と連携を図りながら総合的に推進することとしました。
- 続く「第2期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」（以下「第2期計画」という。）では、第1期計画が着実な成果を上げていたことから、第1期計画で定めた2つの計画目標を継承することとし、目標達成のための「7つの主な取り組み」を原則的に継続しました。
- ただし、ホームレス個々の状態等に基づき、本人の意向を十分尊重しながら、支援の方向性を柔軟に決定することを基本とするとともに、自立者を再度野宿に戻さない取り組みの強化を図ることとしました。

※第2期計画期間：平成21（2009）年度から平成25（2013）年度まで

- さらに、「第3期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」（以下「第3期計画」という。）では、第1期計画・第2期計画における考え方をさらに進め、「就労と福祉等の援護による多様な自立」と「自立の定着」を基本目標として位置付け、弾力的で個別性の高い自立支援により、利用者個々の実態に合った達成可能な自立を目指すこととしました。

※第3期計画期間：平成26（2014）年度から平成30（2018）年度まで

- こうした中、本市では、第3期計画の期間満了を控えた平成30（2018）年度に、学識経験者等による施策評価を行い、その結果を「第3期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画評価報告書」（平成30（2018）年5月発行以下「第3期評価報告書」という。）として取りまとめています。

（2）次期計画の策定の必要性について

- 国は、法に関して内容についての変更は行わず、平成39（2027）年8月までの10年間の延長措置を図りました。また、平成28（2016）年10月に実施した第4回「ホームレスの実態に関する全国調査」³（以下「28年生活実態調査」という。）の分析結果に基づき、第4期の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成30（2018）年7月31日 厚生労働省・国土交通省告示第2号 以下「第4期基本方針」という。）を策定しました。

³調査は都道府県に委託され各市町村において実施し、本市は平成28（2016）年11月に調査を行っています。

- 法では、実施計画は必要がある場合に定めるとされていますが、本市の場合、一時期に比べてかなり減少したとはいえ、市内には今もなお 167 人（平成 30（2018）年 1 月現在）と多くのホームレスが路上生活を送っており、その数は全国の指定都市（東京都区部を含む）で多い順で 6 番目と、まだ問題が解決したとは言えないのが実態です。
- また、第 2 期計画直前に発生したリーマン・ショック⁴を契機に、仕事と住まいを失い終夜営業店舗や知人宅等を転々とする方々から福祉事務所への相談が急増し、これらの方は、ホームレス自立支援施策にも多数利用者として含まれるようになりました。
- 国においては、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方を含む、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第 2 のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するため、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じることを定めた「生活困窮者自立支援法」（平成 25（2013）年法律第 105 号）が平成 27（2015）年 4 月に施行されました。
- 本市では、このような現状を踏まえ、第 4 期基本方針に則った新たな実施計画（以下「第 4 期計画」という。）を策定し、ホームレス及びホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方の自立を総合的に支援する必要があると考えています。

（3）第 4 期計画の策定にあたって

- 国の基本方針においては、実施計画の策定にあたり、ホームレスの実態に関する全国調査における当地域のデータ等によりホームレス数や生活実態の把握を行うとともに、関係者の意見を聴取することなどにより実施計画の評価を行い、その結果を参考にすることとされています。
- 本市では、平成 28（2016）年生活実態調査に基づいてホームレスの実態及び特徴的な傾向を把握するとともに、平成 30（2018）年 3 月に、市の独自調査としてホームレス自立支援関係施設の職員や利用者等⁵に対してアンケート及びヒアリング調査を行い、その結果等を踏まえ前述の第 3 期評価報告書を取りまとめました。

⁴アメリカの大手証券会社・投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻（平成 20（2008）年 9 月 15 日）が引き金となった世界的な金融危機及び世界同時不況

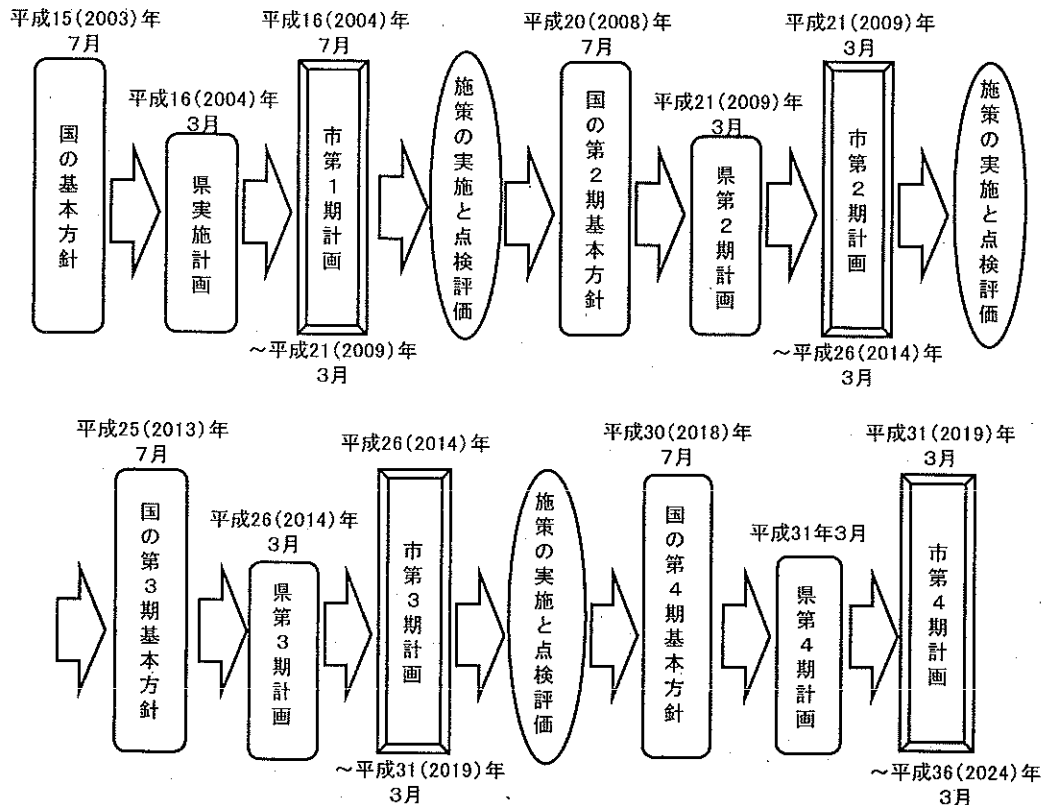
⁵自立支援関係施設（事業）の職員及び利用者、福祉事務所の保護援助関係職員、巡回相談員、ホームレス等支援団体、仕事・暮らし自立サポートセンター職員を対象に実施

- 第3期評価報告書では、第3期計画に定めた施策が果たした役割について、全体として一定の評価が与えられていることから、第4期計画においても第3期計画の基本的枠組みは継承していく必要があると考えています。
- 第4期の計画の策定にあたっては、全体としてホームレス「数」は減少したものの、高年齢層の割合が増加し野宿期間の長期間化が見られること、また自立へ向けた意識が若干低下しているのではないかと状況が見られることに留意する必要があります。さらに、「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方」が、リーマン・ショックを機に福祉事務所への相談者として増加し、その数はホームレス数の約10倍となっているといった状況の変化についても留意する必要があります。
- そういった状況を踏まえ、第4期計画の基本的な考え方を、「第3期計画を継承し、第4期においても着実に取り組む」「生活困窮者自立支援制度における関係施策との連携」「ホームレスの状況の変化にあわせた対応」という3点とします。
- 第4期計画は、国の第4期基本方針等の趣旨を踏まえ、第3期評価報告書において明らかとなった課題にも的確に対応しつつ策定しました。

2 計画期間

第4期計画の計画期間は、国の第4期基本方針に則して平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間とします。

＜計画策定の流れと策定期間＞



3 計画策定体制

- ホームレスの自立支援については、「住まい」や「就労機会」の確保といった直接的に自立の基盤となる施策の実施とともに、心身の健康維持・回復や相談・援護といった自立を助長する施策、また、人権教育・啓発、民間団体等との連携や地域福祉の推進など自立を支える環境づくりも重要であり、これらの施策を総合的に推進することが不可欠です。
- そのため、第3期計画に引き続き、本市のホームレス施策の総合的企画を行う「名古屋市ホームレス援護施策推進本部」の下に、関係局及び区の係長級職員で構成するワーキングチーム（以下「WT」という。）を設置して検討を行いました。
- また、自立支援関係施設の運営法人やホームレス等の自立支援に取り組むN

PO団体、国及び県の関係機関等へのヒアリングを行い、意見の反映に努めました。

- さらに、第3期計画の評価に携った学識経験者等5名からなる「アドバイザー懇談会」から、指導・助言を得て策定検討を進めました。
- なお、計画の策定にあたっては、平成30(2018)年1月11日～2月12日の期間でパブリックコメントを実施し、市民の皆さまからの様々な意見の反映に努めました。

第2 第3期計画期間中の諸状況と計画の評価等

1 市内のホームレスの状況

○ 国は基本方針の見直しの資料を得るため、平成 28 (2016) 年 10 月にホームレスの実態に関する全国調査⁶を実施しました。調査はホームレス数を把握するための「概数調査」と生活状況等を把握するための「生活実態調査」との 2 つで構成されています。

○ 「概数調査」は、都市公園、道路、河川等に起居しているホームレスの数を管理者が目視で調査し、繁華街等で起居しているホームレスの数については、深夜時間帯に市職員が巡回により目視調査しているもので、年 1 回定期的に実施しています。

「生活実態調査」は、都市公園、道路、河川等に起居しているホームレスや炊き出し会場を訪れるホームレスを対象に調査員による聞き取り式アンケートで実施し、72 人 (平成 28 (2016) 年 1 月概数調査で確認されたホームレスの 34.1% に相当) から回答を得ており、今回の調査は 4 回目となります。

※第 1 回：平成 15 (2003) 年 1 月 第 2 回：平成 19 (2007) 年 1 月 第 3 回：平成 24 (2012) 年 1 月

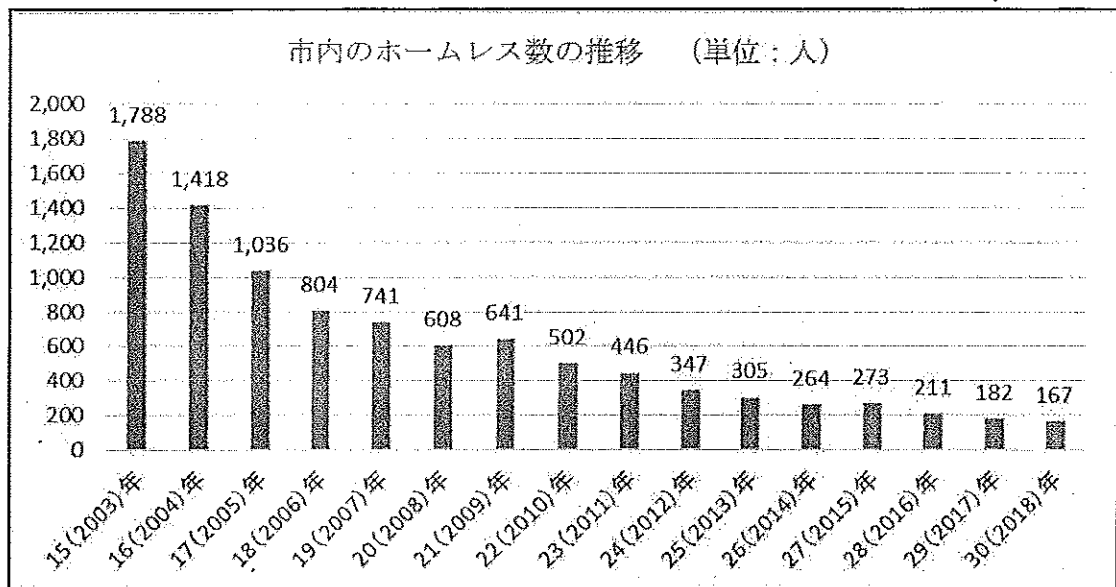
○ 調査は都道府県に委託され市町村単位で実施しましたが、本市では当該調査データを独自に集計し、過去に実施した調査結果や全国調査結果との比較・分析を行いました。その結果、特徴的な事項として以下のような実態が明らかになりました。

(1) ホームレス数 (平成 30 (2018) 年 1 月概数調査より)

○ 平成 30 (2018) 年 1 月に実施した「概数調査」では、市内に 167 人のホームレスが確認されています。平成 15 (2003) 年 1 月の全国調査では市内で 1,788 人が確認されており 15 年間で 1,621 人減少しました。

○ 全国的に見ても、一部には増加を示した自治体があったものの、全体では 15 年間で 25,296 人から 4,977 人へと 20,319 人の減少となっており、顕著な傾向が現れています。なお、本市の減少率 (90.7%) は、平成 30 (2018) 年 1 月現在 100 人以上のホームレスが確認されている 6 都市 (東京都 (23 区)、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、福岡市) の中で比較すると、最も大きな値となっています。

⁶本市では、「生活実態調査」を平成 28 (2016) 年 11 月に実施しました。また、「概数調査」についてはその後、平成 29 (2017) 年 1 月、平成 30 (2018) 年 1 月にも実施しています。



注：平成 16（2004）年の調査では国、県等の管理する場所の調査は行っていません。

- 起居先別に見たホームレスの数では、公園が最も多く 64 人（38.3%）で、以下、河川が 17 人（10.2%）、道路 16 人（9.6%）、その他⁷（繁華街等）70 人（41.9%）となっており、この 15 年間で特に減少が著しかったのは「公園」でした。

表 1-1 市内のホームレス数（起居先別） (単位：人)

区 分	平成 15(2003)年 1 月	平成 19(2007)年 1 月	平成 26(2014)年 1 月	平成 30(2018)年 1 月
公 園	1,185	283	86	64
河 川	205	230	67	17
道 路	258	91	31	16
駅 舎	15	0	0	0
その他	125	137	80	70

(2) 生活実態（平成 28（2016）年 11 月生活実態調査より）

ア 年齢

- 平均年齢は 67.1 歳で前回より 10 歳近く上昇しました。（平成 15（2003）年調査：56.5 歳、平成 19（2007）年調査：58.8 歳、平成 24（2012）年調査：58.8 歳）
- 50 歳代が 23.6%、60 歳代が 48.6% であり、合わせて全体の 7 割以上を占めていました。

⁷国の示す実施要領には、「都市公園、河川、道路、駅舎、その他施設」の 5 区分に分類するよう記載されています。名古屋市は、「その他施設」を「都市公園、河川、道路、駅舎に区分できない場所で小屋がけをしているホームレス」及び「小屋がけをせずに繁華街等で起居しているホームレス」とし、「その他」として計上しています。

- 巡回調査の回答者のうち60歳以上の割合は73.8%であったのに対し、炊き出し調査の回答者のうち60歳以上の割合は51.7%であり、炊き出し会場に訪れるホームレスの方が、相対的に年齢層が低いことがわかりました。

表1-2 年齢構成

区 分		平成15(2003)年		平成19(2007)年		平成24(2012)年		平成28(2016)年	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
若年層	～29歳	1	0.5	0	0.0	2	1.8	0	0.0
	30～39歳	5	2.4	3	1.4	1	0.9	2	2.8
	小計	6	2.9	3	1.4	3	2.7	2	2.8
中年層	40～49歳	28	13.6	20	9.2	12	10.8	6	8.3
	50～59歳	93	45.4	93	42.9	33	29.7	17	23.6
	小計	121	59.0	113	52.1	45	40.5	23	31.9
高年層	60～69歳	69	33.7	82	37.8	58	52.3	35	48.6
	70歳以上	9	4.4	19	8.7	5	4.5	11	15.3
	小計	78	48.1	101	46.5	63	56.8	46	63.9
無効回答者		0		8		2		1	
回答者総数		205		225		113		72	
平均年齢		56.5歳		58.8歳		58.8歳		67.1歳	

イ 路上での生活について

(ア) 寝場所の状況

- 今回の調査では、野宿場所が「決まっている」方は93.1%あり、前回調査時(83.9%)より増加しました。

(注) 以下、本項文中では、⑮は「平成15(2003)年1月調査」を、⑲は「平成19(2007)年1月調査」を、㉔は「平成24(2012)年1月調査」を、㉘は「平成28(2016)年11月調査」を表します。

- どのようにして寝場所を作るかについては、「廃材やダンボール、ブルーシートによるテント又は小屋を常設」する割合は前回調査より増加しました。
(⑮71.3%→⑲48.4%→㉔35.7%→㉘37.5%)

- 一方で、平成28(2016)年調査では、「敷物(寝袋・毛布等)を敷いて寝ている」の36.1%、「ダンボール等を利用して寝場所を每晚つくっている」の18.1%、「寝場所をつくらない」の4.2%と合わせ全体の約6割がいわゆる「非定住型」の形態で路上(野宿)生活を送っている実態があります。平成15(2003)年1月調査の時点では、テントや小屋を常設する「定住型」ホームレスが71.3%

であったのと比べると、非定住型の割合が多いことがわかります。

表1-3 寝場所の形態

区 分	平成15(2003)年		平成19(2007)年		平成24(2012)年		平成28(2016)年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
廃材やダンボール、ブルーシートによるテント又は小屋を常設	144	71.3	107	48.4	40	35.7	27	37.5
ダンボール等を利用して寝場所を毎晩つくっている	18	8.9	36	16.3	24	21.4	13	18.1
簡単に敷物(寝袋・毛布等)を敷いて寝ている	36	17.8	53	24.0	43	38.4	26	36.1
寝場所はつくらない	3	1.5	17	7.7	5	4.5	3	4.2
そ の 他	1	0.5	8	3.6	0	0.0	3	4.2
有効回答者数	202		221		112		72	

(イ) 野宿期間

今回の路上(野宿)生活をするようになってからの期間については、1年未満の割合が12.5%であるのに対し、5年以上の割合は63.9%に上ります。そのうち、路上(野宿)生活期間が10年以上が41.7%と長期化している傾向があり、全国的にも同様の傾向がみられます。

表1-4 今回の路上(野宿)生活をするようになってからの期間

区 分	平成15(2003)年		平成19(2007)年		平成24(2012)年		平成28(2016)年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1ヶ月未満	6	2.9	11	5.1	1	0.9	1	1.4
1ヶ月～1年未満	46	22.5	36	16.8	18	16.4	8	11.1
1～3年未満	67	32.8	43	20.1	29	26.4	9	12.5
3～5年未満	30	14.7	30	14.0	16	14.5	8	11.1
5～10年未満	34	16.7	54	25.2	26	23.6	16	22.2
10年以上	21	10.3	40	18.7	20	18.2	30	41.7
有効回答者数	204	100.0	214	100.0	110	100.0	72	100.0

(ウ) 収入の状況

- 「収入のある仕事をしている」方の割合は 63.9%で前回調査と大きく変化しておらず、全国的な傾向と同様の結果となりました。(全国平均：「収入のある仕事をしている人」61.0%、前回調査 70.1%) また、仕事内容についてはアルミ缶や段ボールなどの「廃品回収」が圧倒的に多く 70.6%に達し、全国(70.8%)と同程度の結果となっています。

表 1-5 現在、収入のある仕事をしているか

区 分	平成15(2003)年		平成19(2007)年		平成24(2007)年		平成28(2016)年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
し て い る	158	77.1	171	77.4	69	61.6	46	63.9
していない	47	22.9	50	22.6	43	38.4	26	36.1
有効回答者数	205		221		112		72	

表 1-5-2 どのような仕事をしているか(複数回答) ※「収入のある仕事をしている」人対象

区 分	平成15(2003)年		平成19(2007)年		平成24(2007)年		平成28(2016)年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
建 設 日 雇	20	12.7	30	17.5	7	10.3	2	3.9
廃 品 回 収	132	83.5	133	77.8	57	83.8	36	70.6
運 輸 日 雇	10	6.3	7	4.1	5	7.4	4	7.8
そ の 他 雑 業	3	1.9	3	1.8	3	4.4	4	7.8
そ の 他	17	10.8	21	12.3	5	7.4	5	9.8
有効回答件数	182	115.2	194	113.5	77	113.2	51	70.8
有効回答者数	158		171		68		72	

- 月収の最多階層は「1～3万円未満」で 36.4%、次いで「3～5万円未満」の 31.8%、「5万円以上」の 18.2%、「1万円未満」の 13.6%、という結果になりました。前回調査においても「1～3万円未満」が 35.4%で最も多く、次いで「3～5万円未満」の方の割合が 32.3%ありましたが、この階層の割合は今回調査と概ね同様でした。なお、収入のある仕事をしている場合であっても、半数の人は平均収入額が3万円に満たないという結果でした。

(エ) 野宿生活での困りごと

路上(野宿)生活で困ることを複数回答で求めたところ、「雨や寒さをしのげず困っている」(38.0%)と「入浴、洗濯などができなくて、清潔に保つことができず困っている」(38.0%)が最も多く、次いで「食べるものが十分でない

ので困っている」(22.0%)、「ホームレス以外の人にいやがらせを受けて困っている」(18.0%)の順でした。「その他」の回答項目を除くと、回答の多い項目は前回調査と同様であり、小屋等を持たない非定住型の割合が多い中、ホームレス生活の厳しさを訴える方の割合が多いと捉えることができます。

表1-6 路上(野宿)生活で困っていること(複数回答)

区 分	平成15(2003)年		平成19(2007)年		平成24(2012)年		平成28(2016)年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
食べるものが十分にな いので困っている	71	21.0	70	40.0	39	48.8	11	22.0
寝る場所を探すのにと ても苦労している	36	10.7	44	25.1	13	16.3	4	8.0
雨や寒さをしのげず困 っている	60	17.8	75	42.9	43	53.8	19	38.0
入浴、洗濯などができな くて、清潔に保つことが できず困っている	89	26.3	68	38.8	34	42.5	19	38.0
ホームレス同士のいざ こざで困っている	0	0.0	22	12.6	12	15.0	1	2.0
ホームレス以外の人に いやがらせを受けて困 っている	0	0.0	0	0.0	17	21.3	9	18.0
立ち退くよう言われて 困っている	0	0.0	0	0.0	4	5.0	4	8.0
その他	82	24.3	102	58.3	17	21.3	14	28.0
有 効 回 答 件 数	338	100.0	381	217.7	179	223.8	81	112.5
有 効 回 答 者 数	-	-	175	-	80	-	72	-

ウ 路上(野宿)生活までのいきさつ

(ア) 野宿直前職と最長職

平成28(2016)年調査においては、初めて野宿生活をする前にしていた仕事(野宿直前職)と、これまで一番長くしていた仕事(最長職)について、全体的な傾向はどちらも大きくは変わらず、最も多いのが「建設・採掘従事者」(野宿直前職:42.3%、最長職:38.9%)であり、次いで「生産工程従事者」(野宿直前職:19.7%、最長職:19.4%)でした。

野宿直前職と最長職の従業上の地位については、最長職時には「正社員」とし

て働いていた人が 58.3%であったのが、野宿直前職では 43.7%に低下しています。一方で、「臨時・パート・アルバイト」は 11.1%から 16.9%に、「日雇」は 19.4%から 29.6%に増加しており、最長職時から野宿直前職にかけて雇用形態の不安定化の傾向が見られます。

野宿直前職と最長職時に住んでいた住宅については、「持家」「民間賃貸住宅」「公営住宅」を合わせた比較的安定した住居に住んでいた割合が最長職時の 58.3%から野宿直前職時には 53.5%に低下し、「勤め先の社宅や寮」「親族・知人宅」「住み込み先」「飯場・作業員宿舎」「簡易宿泊所（ドヤ）」「ビジネスホテル・サウナ等」「その他」を合わせた比較的不安定な住居に住んでいる割合が 41.7%から 46.5%に増加しています。住居の面でも、最長職時から野宿直前職時にかけて不安定化の傾向が見られます。

表 1-7 野宿直前職と最長職（職種）

区 分	野宿直前職		最長職	
	人数	割合	人数	割合
管 理 的 職 業 従 事 者	1	1.4	1	1.4
専 門 的 ・ 技 術 的 職 業 従 事 者	1	1.4	2	2.8
事 務 従 事 者	1	1.4	2	2.8
販 売 従 事 者	6	8.5	5	6.9
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	4	5.6	5	6.9
保 安 職 業 従 事 者	5	7.0	7	9.7
農 林 漁 業 従 事 者	0	0.0	0	0.0
生 産 工 程 従 事 者	14	19.7	14	19.4
輸 送 ・ 機 械 運 転 従 事 者	1	1.4	2	2.8
建 設 ・ 採 掘 従 事 者	30	42.3	28	38.9
運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 従 事 者	5	7.0	0	0.0
そ の 他	2	2.8	6	8.3
職 業 な し	1	1.4	-	-
有 効 回 答 者 数	71	100.0	72	100.0

表 1-8 野宿直前職と最長職（従業上の地位）

区 分	野宿直前職		最長職	
	人数	割合	人数	割合
経 営 者 ・ 会 社 役 員	0	0.0	1	1.4
自 営 ・ 家 族 従 業 者	5	7.0	6	8.3

常勤職員・従業者	31	43.7	42	58.3
臨時・パート・アルバイト	12	16.9	8	11.1
日雇	21	29.6	14	19.4
その他の	2	2.8	1	1.4
有効回答者数	71	100.0	72	100.0

表1-9 野宿直前職と最長職（住居）

区 分	野宿直前職		最長職	
	人数	割合	人数	割合
持家	5	7.0	8	11.1
民間賃貸住宅	29	40.8	31	43.1
公営住宅	4	5.6	3	4.2
勤め先の社宅や寮	12	16.9	16	22.2
親族・知人宅	4	5.6	2	2.8
住み込み先	2	2.8	2	2.8
飯場・作業員宿舍	4	5.6	5	6.9
簡易宿泊所（ドヤ）	5	7.0	3	4.2
ビジネスホテル・サウナ等	6	8.5	0	0.0
その他の	0	0.0	2	2.8
有効回答者数	71	100.0	72	100.0

（イ）野宿生活に至った理由

路上（野宿）生活となった理由としては、「仕事が減った」（22.2%）が最も多く、次いで「倒産や失業」（20.8%）、「アパート等の家賃が払えなくなった」（16.7%）、「人間関係がうまくいかなくて、仕事を辞めた」（15.3%）、「病気・けがや高齢で仕事ができなくなった」（13.9%）という結果でした。

表1-10 今回の路上（野宿）生活となった理由（複数回答）

区 分	平成15(2003)年		平成19(2007)年		平成24(2012)年		平成28(2016)年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
倒産や失業	61	31.0	58	27.8	32	30.5	15	20.8
仕事が減った	58	29.4	39	18.7	22	21.0	16	22.2
病気・けがや高齢で仕事ができなくなった	44	22.3	48	23.0	19	18.1	10	13.9
労働環境が劣悪なため、仕事を辞めた	0	0.0	6	2.9	8	7.6	5	6.9
人間関係がうまくいかなくて、仕事を辞めた	0	0.0	39	18.7	15	14.3	11	15.3

上記以外の理由で収入が減った	30	15.2	2	0.9	6	5.7	2	2.8
借金取立により家を出た	9	4.6	11	5.3	2	1.9	2	2.8
アパート等の家賃が払えなくなった	37	18.8	17	8.1	19	18.1	12	16.7
宿舍の契約期間満了	0	0.0	4	1.9	0	0.0	-	-
ホテル代、ドヤ代が払えなくなった	13	6.6	10	4.8	13	12.4	3	4.2
差押え・立退き	2	1.0	0	0.0	0	0.0	-	-
病院・施設等退所	6	3.0	2	0.9	8	7.6	-	-
家庭内のいざこざ	23	11.7	17	8.1	9	8.6	5	6.9
飲酒、ギャンブル	12	6.1	20	9.6	7	6.7	1	1.4
その他	34	17.3	45	21.5	12	11.4	8	11.1
有効回答件数	329	167.0	318	152.2	172	163.8	90	125.0
有効回答者数	-	-	209	-	105	-	72	-

(ウ) 名古屋市内で野宿するまでの経緯

「現在の野宿生活場所にくる前に、別の場所で野宿生活をしていたことがありますか」との質問への回答としては、他地域での野宿生活経験「あり」という回答が48.6%、「なし」という回答が51.4%とおおよそ半数ずつでした。「あり」という回答のうち具体的な野宿場所は、ほとんどが「名古屋市内」でした。

名古屋市にきた理由としては、「以前住んでいた、仕事先があったり、なじみがある」(45.6%)という回答が最も多く、次いで「収入を得られるような仕事がある」(13.2%)、「前いた場所に居づらくなった」(11.8%)という結果であった。

また、「これまでに東京・山谷、横浜・寿町、大阪・釜ヶ崎、名古屋・笹島などで、仕事をしたり探したことがありますか」との質問には、「なし」という回答が61.1%であり、「あり」という回答のうち笹島が34.7%と多く、他地域の寄せ場での就労経験があるという割合は少ないという結果でした。

エ 健康状態

(ア) 健康状態及び自覚症状

現在の健康状態については、「良い」(29.2%)、「悪い」(23.6%)、「普通」(41.7%)という状況でした。このうち、健康状態が「悪い」と回答した方がどのような対処行動をとっているかについては、「通院」が47.1%、「何もしていない」が35.3%でした。

また、路上(野宿)生活をしている間に経験した症状(複数回答)については、

多い順に「歯が痛い」(28.2%)、「めまい」(19.7%)、「しびれ・麻痺」(18.3%)、「腰痛」(18.3%)、「咳が続く」(15.5%)、「目やにが出る・目がかすむ」(15.5%) となりました。

表1-11 路上(野宿)生活での心身の症状(複数回答)

区 分	平成15(2003)年		平成19(2007)年		平成24(2007)年		平成28(2016)年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
め ま い	55	26.8	33	15.4	26	23.6	14	19.7
しびれ・麻痺	46	22.4	41	19.2	21	19.1	13	18.3
咳が続く	34	16.6	24	11.2	19	17.3	11	15.5
微熱が続く	10	4.9	6	2.8	0	5.5	6	8.5
ひどい下痢が続いた・激しい	21	10.2	20	9.3	13	11.8	6	8.5
皮膚のかゆみや発疹	28	13.7	23	10.7	29	26.4	6	8.5
目やにが出る・目がか	38	18.5	24	11.2	23	20.9	11	15.5
食欲不振	16	7.8	9	4.2	9	8.2	3	4.2
急激に痩せた	22	10.7	8	3.7	13	11.8	8	11.3
ひどくだるい	17	8.3	18	8.4	15	13.6	8	11.3
耳鳴りがひどい	19	9.3	13	6.1	13	11.8	7	9.9
吐き気・嘔吐・目の痛み	26	12.7	20	9.3	13	11.8	8	11.3
むくみ	17	8.3	10	4.7	12	10.9	3	4.2
頭痛	32	15.6	15	7.0	10	9.1	4	5.6
腰痛	53	25.9	51	23.8	35	31.8	13	18.3
歯が痛い	0	0.0	47	22.0	42	38.2	20	28.2
体の節々が痛む	0	0.0	32	15.0	25	22.7	6	8.5
よく眠れない日が続いた	49	23.9	34	15.9	31	28.2	8	11.3
2週間以上毎日のように 落ち込んでいた時期があった	0	0.0	18	8.4	11	10.0	4	5.6
その他	52	25.4	50	23.4	16	14.5	18	25.4
自覚症状なし	42	20.5	69	32.2	23	20.9	16	22.5
有効回答件数	577	281.5	565	264.0	405	368.2	193	268.1
有効回答者数	205		214		110		72	

(イ) 病気と入院

「野宿生活をしてから、次のような病気であると診断されたことがありますか」
「野宿生活をする前から、次のような病気であると診断されたことがありますか」
との質問に対し、「病気はない」という回答の割合は、野宿生活前は 34.7%であったのに対し、野宿生活後は 44.4%に増加しています。診断された病名として多かったものは、「高血圧」(野宿生活後 13.0%、野宿生活前 9.7%)、「胃・十二指腸潰瘍」(野宿生活後 9.3%、野宿生活前 13.9%)、「ヘルニア」(野宿生活後 9.3%、野宿生活前 11.1%) でした。

なお、「野宿生活をしてから、入院したことはありますか」との質問については、「ある」という回答が12.5%、「ない」という回答が87.5%でした。

(ウ) 障害者手帳

障害者手帳を持っているかどうか尋ねた質問に対しては、「持っていない」という回答の割合が95.8%と圧倒的に高く、「今持っている」が2.8%、「以前持っていたがなくした」が1.4%でした。

オ 福祉制度

(ア) 巡回相談員

巡回相談員に「会ったことがあり、相談した」という回答は48.6%であり、「会ったことはあるが、相談したことはない」という回答は38.9%、「会ったことはない」という回答が12.5%でした。

「会ったことがあり、相談した」という回答の相談内容については、「健康に関する相談」が最も多く55.9%、次いで「暮らしに関する相談」が47.1%、「住まいに関する相談」が26.5%と続きました。(複数回答)

また、巡回相談員と会ったことがある方の接触頻度についての質問では、「月1回程度」が最も多く63.5%で、それより接触頻度が高い回答区分については、「月2～3回程度」が6.3%、「週1回程度」が19.0%、「半年に2～3回」が4.8%、「半年に1回」が1.6%、「年1回」が4.8%といった結果でした。

表1-12 巡回相談員に会った経験

区 分	平成15(2003)年		平成19(2007)年		平成24(2012)年		平成28(2016)年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
会ったことがあり、相談した	-	-	59	27.7	15	13.5	35	48.6
会ったことはあるが、相談したことはない	-	-	74	34.7	58	52.3	28	38.9
会ったことはない	-	-	80	37.6	38	34.2	9	12.5
有効回答者数	-	-	213		111		72	

(イ) 自立支援センター

自立支援センターの認知度は73.6%で前回調査時(76.6%)と比べやや低くなっています。「知っており、利用したことがある」(9.7%)の割合は前回(9.9%)とほぼ同じでした。

また、「知っているが、利用したことはない」(63.9%)と回答した方のうち「今後自立支援センターを利用したいと思わない」と回答した方の割合は93.5%に達

し、前回調査（93.2%）と同様に、路上（野宿）生活をしている方の自立支援センターの利用意向は低い状況にあります。

表1-13 自立支援センターの認知度

区 分	平成15(2003)年		平成19(2007)年		平成24(2007)年		平成28(2016)年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
知っており、利用したことがある	-	-	19	9.0	11	9.9	7	9.7
知っているが、利用したことはない	-	-	131	61.8	74	66.7	46	63.9
知 ら な い	-	-	62	29.2	26	23.4	19	26.4
有効回答者数	-	-	212	-	111	-	72	-

表1-13-2 今後自立支援センターを利用したいと思うか※「知っているが利用したことはない」の回答者

区 分	平成15(2003)年		平成19(2007)年		平成24(2007)年		平成28(2016)年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
思 う	-	-	18	14.0	5	6.8	3	6.5
思 わ な い	-	-	111	86.0	68	93.2	43	93.5
有効回答者数	-	-	129	-	73	-	46	-

(ウ) 福祉事務所と生活保護

「これまで福祉事務所等の公的機関に相談に行ったことがありますか」との質問に対する回答については、相談に行ったことがある人は52.1%、ない人は47.9%であり、相談に行ったことがある人の相談内容としては、「病気」が43.3%、「生活保護」が36.7%と多い結果でした。

また、生活保護を受けたことがある方の割合は43.1%で前回調査（26.9%）からかなり増加しました。その内容としては、単身で居宅保護を受けたことがある人が26.7%、施設入所が16.7%、入院が13.3%というものであり、施設や居宅での保護の受給歴のある方が再び路上生活に戻ってしまっている状況が確認されます。

なお、生活保護を利用したことがないと答えた人にその理由を尋ねたところ、「制度を知らない」という回答は2.5%と少なく、「利用したくない」が50.0%、「知っているが、利用できないと思う」が22.5%という回答が多くありました。

表1-14 生活保護制度の利用経験

区 分	平成15(2003)年		平成19(2007)年		平成24(2007)年		平成28(2016)年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
あ る	48	23.4	51	23.9	29	26.9	31	43.1

相談に行ったが 利用したことはない	17	8.3	4	1.9	5	4.6	1	1.4
相談に行ったが断られた	-	-	11	5.2	3	2.8	-	-
ない	140	68.3	147	69.0	71	65.7	40	55.6
有効回答者数	205		213		108		72	

(エ) その他の支援サービス

前述以外のホームレスに対する公的支援の利用経験について尋ねたところ、「ある」と答えた人が37.5%、「ない」と答えた人が62.5%でした。

また、民間団体の支援については、「炊き出し」を利用したことがある人が70.1%に上ったほか、「衣類・日用品・寝袋等提供」(53.7%)、「巡回・見回り」(50.7%)を利用したことがあるという回答が多くありました。

カ 今後の生活について

(ア) 希望する生活形態

今後希望する生活については、「今のままでいい」が25.7%という回答が最も多く、次いで「アパートに住み、就職して自活したい」が22.9%、「就職することはできないので何らかの福祉を利用して生活したい」が14.3%という結果でした。

また、年代別に見ると、55歳未満の回答者は「アパートに住み、就職して自活したい」が46.7%、55歳以上65歳未満の回答者は「今のままでいい」が37.5%、65歳以上の回答者は「就職することはできないので何らかの福祉を利用して生活したい」が22.6%とそれぞれ最も多く、年齢によって希望する生活形態は異なっていることがわかりました。

なお、「今のままでいい」と答えた人にその理由を尋ねたところ、「アルミ缶、雑誌集めなどの都市雑業的な仕事があるので暮らしていける」が最も多く、「今の場所になじんでいる」「人間関係が面倒なので」「猫を飼っているので」「自由に気楽な生活を送りたい」という回答でした。

表1-15 今後どのような生活を望むか

区 分	平成15(2003)年		平成19(2007)年		平成24(2007)年		平成28(2016)年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
アパートに住み、 就職して自活したい	98	47.8	66	31.0	27	25.0	16	22.9
寮付きの仕事で自 活したい					6	5.6	3	4.3
都市雑業で暮らす	24	11.7	20	9.4	-	-	-	-
就職することはできな いので何らかの福祉を 利用して生活したい	12	5.9	14	6.6	10	9.3	10	14.3
アパートで福祉の支 援を受けながら、軽い 仕事を見つけない	14	6.8	15	7.0	14	13.0	6	8.6
入院したい	2	1.0	3	1.4	0	0.0	-	-
家族の元に戻りたい	-	-	-	-	2	1.9	2	2.9
今のままでいい	30	14.6	60	28.2	32	29.6	18	25.7
わからない	5	2.4	13	6.1	11	10.2	7	10.0
そ の 他	20	9.8	22	10.3	6	5.6	8	11.4
有効回答者数	205		213		108		70	

(イ) 求職活動

現在の求職活動の状況では、「求職活動をしている」という人の割合は 13.9% であり、「今は求職活動をしていないが、今後、求職活動をする予定である」の 18.1%を合わせ就労意欲のある人の割合は全体の約 1/3 (32.0%) でした。

また、「今は求職活動をしていないが、今後、求職活動をする予定である」と答えた人と「今も求職活動をしていないし、今後も求職活動をする予定はない」と答えた人は、計 62 人に対し、求職活動をしない理由を尋ねたところ、「疾病、障害、病弱、高齢で働けない」「その他」と答えた人がそれぞれ 23 人と最も多く、次いで、「今の仕事で満足しているから」という回答が多くありました。「その他」のうち最も多かったのは、「何とか生活できる」というものでした。

表1-16 現在求職活動をしているか

区 分	平成15(2003)年		平成19(2007)年		平成24(2007)年		平成28(2016)年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
求職活動をしている	59	28.8	38	18.1	20	18.0	10	13.9

今は求職活動をしていないが、今後、求職活動をする予定である	48	23.4	31	14.8	17	15.3	13	18.1
今も求職活動をしていないし、今後も求職活動をする予定はない	98	47.8	141	67.1	74	66.7	49	68.1
有効回答者数	205		210		111		72	

(ウ) 希望する就職支援と資格

「就職するためにあなたが望む支援は何ですか」という質問に対する回答として最も多かったのは、「住所を設定する必要があるのでアパートがほしい」(46.4%)であり、次いで、「就職の際の身元保証の援助をしてほしい」(42.9%)、「事業主のホームレスに対する理解を進めてほしい」(28.6%)と続いています。その一方で、「自分たちにあった仕事先を開拓してほしい」「職業訓練、職業講習を受けられるようにしてほしい」という回答は少ない割合でした。

回答からは、就労支援のためには、まず求職活動の基盤となる安定した居住場所を確保することが必要であるというニーズが確認できます。

(エ) 住宅探し

「路上生活を始めてから、民間賃貸住宅を探した経験はありますか」という質問に対しては、「ある」と答えた人が19.7%、「ない」と答えた人が80.3%でした。

「ある」と答えた人に、具体的にどこで探したのか尋ねたところ、「不動産店」が57.1%、「友人・知人の紹介」が35.7%、自立支援センターが7.1%という回答でした。

キ 生活歴

(ア) 出身地及び親族との関係

中学校卒業時に生活していた場所を出身地として質問した結果、愛知県内出身者の割合は30.6%で、県外が69.4%でした。

結婚歴については、既婚が5.6%、離婚・死別が33.3%、未婚が61.1%という結果でした。

また、「親や兄弟などの家族・親族はいますか」との質問に対しては、「いる」が75.0%、「いない」が8.3%、「わからない」が16.7%でした。ただし、「いる」と答えた人のうち、この1年間で家族・親族と連絡があった人は18.5%でした。

表 1-17 家族・親族とこの1年間で連絡があるか※家族・親族がいる人対象

区 分	平成15(2003)年		平成19(2007)年		平成24(2012)年		平成28(2016)年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
あ る	55	27.0	39	24.4	16	18.0	10	18.5
な い	149	73.0	121	75.6	73	82.0	44	81.5
有効回答者数	204		160		89		54	

(イ) 公的年金

「公的年金の保険料を納付していたことがありますか」という質問については、「ある」と回答した人が73.6%と多数を占めています。

年金の種類及び納付期間については、曖昧な回答が少なくありませんでしたが、年金の種類は「国民年金」が32.1%、「厚生年金」が71.7%、「共済年金」が9.4%、「企業年金」が3.8%でした。納付期間については、老齢基礎年金の受給資格となる25年以上の納付期間があると推測される人と、10年以上25年未満の納付期間があると推測される人がともに30.2%であり、全体の6割を占めています。今後の支援にあたっては、年金受給資格の可能性を確認することが必要であることがわかります。

(ウ) 借金

「金融機関や消費者金融などに借金がありますか」との質問に対して、「ある」と答えた人は16.7%であり、借金の金額については、最も少ない人で20万円、最も多い人で4,000万円という回答でした。

(エ) 学歴

最終学歴については、中学校卒業が46.5%、高等学校卒業が42.3%と大半を占めています。ただし、年代別に見ると、65歳以上では中学校卒業が56.3%を占めているのに対し、65歳未満では約4割にとどまっています。

ク その他

(ア) 人権に関する相談

「法務省の人権擁護機関においては、人権問題についての相談に応じていますが、どのような事項について相談したいですか」との質問に対しては、「特にない」と答えた人が87.5%と多数を占めています。回答の中では「通行人からの暴力」が8.3%と多くありました。

(イ) 行政や民間団体への要望・意見

最後に、「行政や民間団体への要望・意見を教えてください」という質問をしました。①仕事関連、②住居関連、③健康関連、④食事関連、⑤その他の生活関連、⑥その他、の6項目について自由回答で尋ねましたが、ほとんどの項目で「特になし」という回答が大半を占めています。仕事関連では、仕事が欲しいという意見、住居関連ではアパートに入りたいという意見、健康関連では疾患の治療に関する意見、食事関連では炊き出しの拡充に関する意見、その他生活関連では野宿生活の厳しさに関する意見、その他の項目ではまさに多種多様な意見がありました。

2 計画に定める事業の実施状況

(1) 基本的な考え方

- ホームレスの実態に関する全国調査（平成28（2016）年10月）の結果、ホームレスの高齢化、野宿生活の長期化、就労自立する意欲が低い方の割合の増加のほか、野宿生活を脱却した後、再び野宿生活に戻ってしまうホームレスの存在も確認されるなど、ホームレスの状況については、前回調査時に見られた傾向が継続していることから、国は、第3期基本方針において、総合的かつきめ細やかなホームレス対策を講ずる必要があるとしました。

具体的には、就労の機会の確保を最も重要な対策とし、併せて安定した居住の場所の確保をはじめ、保健及び医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずる必要性があるとし、各課題に対する取組方針を示しました。

本市においても、第3期計画において「7つの主な取り組み」を基本的な方針とし、「就労と福祉等の援護による多様な自立」と「自立の定着」の2つを計画目標と定めその達成に努めてきました。

- 7つの主な取り組みとして「住まいの確保と定着」「就労機会の確保と定着」「心身の健康維持・回復」「相談・援護」「人権の擁護と尊重」「地域における生活環境の維持・改善」及び「民間団体等との連携・地域福祉」を掲げました。

(2) 主な取り組みの実施状況

ア 住まいの確保と定着

ホームレス等の自立を図るためには、生活の本拠として定まった住居を確保するとともに、住居に移った後は、再び野宿生活に戻ることがないように、その住居に定着することが重要となります。この取り組みでは、「自立支援事業における支援」など以下の事業を総合的に実施しました。

個別事業名	事業実施内容	区分	第3期実施計画期間			
			26(2014) 年度	27(2015) 年度	28(2016) 年度	29(2017) 年度
i 自立支援事業における支援	○生活指導など地域で自立した生活を送るための日常生活訓練を実施 ○低廉な住宅の情報を収集して利用者に提供。必要に応じて入居手続きを支援 ○家族や親族との信頼関係の回復の仲介	利用者	498人	430人	343人	282人

	を実施					
ii 市営住宅 の入居	○毎年優先入居枠の提供を受け、就 労自立者の入居を実施	提供戸数	4戸	4戸	4戸	4戸
		入居戸数	1戸	3戸	1戸	0戸
iii 県営住宅 のホームレス 優先入居制度	○毎年優先入居枠の提供を受け、地 域で生活可能な方の入居を実施	提供戸数	1戸	1戸	1戸	1戸
		入居戸数	0戸	0戸	0戸	0戸

イ 就労機会の確保と定着

この取り組みは、国の第3期基本方針でも示されているように、本市の「7つの主な取り組み」の中でも特に重要な位置を占めるものです。ホームレス等が就労の機会を得るためには、腰を落ち着けて就職活動を行うための宿所や食事の確保、必要な知識・技術の習得、さらには雇用主に対する啓発だけでなく、就労の定着のためには就職後のアフターフォローが欠かせません。この取り組みでは「自立支援事業」の運営をはじめ以下の事業等を総合的に実施しました。

個別事業名	事業実施内容	区分	第3期実施計画期間			
			26(2014) 年度	27(2015) 年度	28(2016) 年度	29(2017) 年度
i 自立支援 事業	○自立支援事業2ヶ所運営 (あつた：定員92人、なかむら：定員72人) ○就職活動に専念できるよう利用期間は原則6ヶ月とし1日3食の食事を提供 ○就職に際して身元保証人が必要となるため家族、親族との関係修復を支援 ○利用に際して健康診断を実施すると共に利用後も医師・看護師による健康相談を実施し健康回復を支援 ○県の職業カウンセラー4人の派遣を受け必要な訓練を実施(下記ii参照) ○国から就職支援ナビゲーター3人の派遣を受け職業相談・紹介・斡旋を実施	利用者数	498人	430人	343人	282人
		退所者数	492人	437人	375人	292人
		平均 在所者数	107.5人	90.3人	72.0人	59.3人
		就労 自立率	52.0%	57.9%	49.6%	53.8%
		職業相談 件数	2,880件	3,074件	2,535件	1,576件
		就職者数	448人	390人	336人	287人

ii 再就職カ ウンセリン グ事業の活 用 (※県事業)	○県から就業カウンセラー4人の派 遣を受け、ホームレスの能力に応じ てきめ細かな就労相談・支援を実施	登録者数	501人	460人	370人	289人
		相談件数	2,175件	2,314件	2,211件	2,029件
iii 就労訓練 事業	○自立支援事業の利用者や名城公園 宿泊所の利用者に対して就労習慣の 醸成等を目的とした軽作業を実施	実従事者	508人	454人	390人	301人
		延従事者	3,453人	2,966件	2,437件	2,142件
iv 技能講習 事業の活用 (※国事業)	○自立支援事業や名城公園宿泊所の 利用者等に雇用側の求める知識・技 能を習得させるため、国の技能講習 事業の利用を斡旋	講習 受講者	1人	0人	0人	0人
		修了者	1人	0人	0人	0人
v ホームレ ス就業連絡 会議の設置 ・充実	○市、県、国及び経済団体の実務者 でホームレスの安定雇用のもと就業 機会の確保を図るため、連絡会議を 設置して施策の企画・立案と情報交 換を図る	開催回数	1回	1回	1回	1回
vi アフター フォロー事 業	○自立支援事業等から就労自立した 方に対し、退所後原則6ヶ月間支援 員が訪問、電話、来所等で各種相談・ 支援を行い、地域での安定した生活 の継続を支援	訪問	880件	1,681件	1,956件	960件
		電話	386件	923件	653件	600件
		来所	62件	243件	182件	95件

ウ 心身の健康維持・回復

ホームレスには体調不良を訴える方が2割を超え、しかも治療をしていない方が多くいます。心身の健康維持・回復は自立に向けての基本的な事項であり、治療が必要な方の早期発見と受診・治療機会を確保するとともに、病気予防のための健康相談等に努めることが重要であると考えています。

本市では「ホームレス健康支援事業」をはじめ以下の事業を総合的に実施しました。

個別事業名	事業実施内容	区分	第3期実施計画期間			
			26(2014) 年度	27(2015) 年度	28(2016) 年度	29(2017) 年度
i ホームレス健康支援事業	○保健師看護資格を有する自立支援健康相談員2人が週3回、保護援護生活相談員と共に市内を巡回し、健康相談等と療養指導を実施 ○巡回時間以外は福祉事務所で健康相談窓口を開設	相談 延件数	1,445件	1,600件	1,574件	1,726件
		健康 チェック	285件	249件	188件	187件
		療養指導	338件	295件	224件	228件
ii ホームレス結核対策事業	○自立支援事業及び無料宿泊所の入所者に対して結核健診を実施 ○路上で起居するホームレスに路上結核健診を実施 ○継続した治療が必要な結核患者に対して服薬支援事業を実施	施設での 健診者	528人	452人	454人	436人
		路上での 健診者	59人	87人	96人	100人
		発見 患者数	1人	1人	1人	0人
		結核服薬 指導 対象者	22人	12人	24人	4人
iii 医療機関の確保	○ホームレスの診療を行った医療機関に診察（外来）、入院協力料を支給	入院 協力料 支払件数	42件	22件	26件	30件

○入院が困難なホームレスのために 通年で病院のベッドの借り上げを実施	診察料 支払件数	743件	769件	490件	422件
○医療機関に入院したホームレスに 対して寝巻、歯ブラシ等の日用品を 支給	日用品 セットの 支給	300組	310組	300組	300組

エ 相談・援護

ホームレス等の中には地域社会から孤立した生活を送っており、社会との交流が滞りがちとなる方が少なくありません。しかも家族等からも疎遠である場合が多いことから、自立しようと考えた場合にも相談に乗ってくれる方がいなかったり、活用可能な社会資源に関する情報が得られず、自立が困難になったりする場合が少なくありません。本市では、積極的に相談の機会を提供することで、その自立を支援しています。

この取り組みでは、「福祉事務所における相談・援護」「巡回相談事業」の実施など以下の事業を総合的に実施してきました。

個別事業名	事業実施内容	区分	第3期実施計画期間			
			26(2014) 年度	27(2015) 年度	28(2016) 年度	29(2017) 年度
i 福祉事務所における 相談・援護	○福祉事務所でホームレス等に対する援護相談を行い、相談者の意向、心身の状況、資産と稼働能力等を踏まえ、就労自立、福祉等の援護による自立、保護施設等への入所など適切な援助方針を決定して実施	相談 延件数	9,593件	9,452件	8,416件	6,926件
		生活保護 適用件数	2,737件	2,439件	2,092件	1,857件
ii 巡回相談 事業	○福祉施策の専門知識を有する保護援護生活相談員9人が週5日、市内全域を巡回してホームレスに対する援護相談を実施	相談 延件数	3,769件	3,470件	3,256件	3,125件
		援護施策 適用者数	119人	103人	49人	73人
iii 一時保護 事業	○一時保護事業1ヶ所を運営(定員50人)	利用者数	664人	653人	661人	630人

	○自立支援事業利用希望者に対する利用の適否判定及び生活保護の要否判定のため、原則２週間利用して食事等を提供	退所者数	648人	658人	670人	632人
		平均 在所者数	28.8人	27.3人	27.2人	28.8人
		退所の主な理由				
		自立支援 事業利用	77人	123人	144人	124人
		生活保護 適用	411人	359人	335人	300人
v ホームレス法律相談窓口の設置 (※県事業)	○多重債務問題をはじめとする様々な法律問題の解決のため、愛知県弁護士会の弁護士が月２回、自立支援事業に出向いて法律相談を実施	開催数	24回	(平成 26(2014) 年度終了)	—	—
		相談数	43件	(平成 26(2014) 年度終了)	—	—
vi 緊急宿泊 援護事業	○ホームレス自立支援施設の利用を希望される方などが、定員の関係等ですぐに入所できない場合、その間の宿泊先を簡易宿所に確保する。 ⁸	延宿泊者数	6,294人	6,295人	6,737人	8,079人

オ 人権の擁護と尊重

生活実態調査の結果によると、ホームレスの中には通行人や近隣住民等からの暴力や嫌がらせを訴える方が存在します。その背景にはホームレスに対する偏見や差別意識があると考えられることから、広く人権意識の高揚を図る必要があります。

また、自立に向けた支援を行うにあっても、ホームレス等の人権に十分配慮する必要があります。

この取り組みでは、「人権教育・人権啓発の推進」をはじめ以下の事業等を総合的に実施しました。

⁸ 契約部屋数：3か所155室

個別事業名	事業実施内容	区分	第3期実施計画期間			
			26 (2014) 年度	27 (2015) 年度	28 (2016) 年度	29 (2017) 年度
i 人権教育・人権啓発の推進	○なごや人権施策推進プランに基づき、人権尊重についての理解を深めるため人権教育・人権啓発を推進	講演会・研修会の実施				
		啓発冊子・ポスターの作成				
		新聞等メディアへの啓発記事の掲載				
ii ホームレスへの暴力、人権侵害事件について関係機関の連携による解決	○事件発生情報を入手した場合、その内容に応じて警察、関係機関等に通報し連携して解決を図る。	通報実績	0件	0件	0件	0件
iii 施設の運営や援護施策の実施にあたって人権の尊重と尊厳を確保	○女性ホームレスの利用に配慮し自立支援事業なかむら及び一時保護所に女性専用居室を設置 ○女性職員を配置し、女性利用者が気軽に相談できる体制を確保 ○自立支援関係施設等の職員の人権に関する研修等への参加を推進	女性専用居室の設置				
		自立支援事業	3室	3室	3室	3室
		一時保護事業	2室	2室	2室	2室
		女性職員				
		自立支援事業	1人	1人	1人	2人
		施設職員等への人権研修	人権に関する研修への参加			

カ 地域における生活環境の維持・改善

第3期計画期間中を通して全国的にホームレス数は減少傾向にありましたが、都市公園等、公共の用に供する施設の利用に関して、地域住民との間であつれきが生じる場合があります。この取り組みは、公園等の適正利用ができなくなるとき、そこに起居するホームレスの自立を促していくことを通して公共施設利用の適正化を図るものとして進めました。

個別事業名	事業実施内容	区分	第3期実施計画期間			
			26(2014) 年度	27(2015) 年度	28(2016) 年度	29(2017) 年度
公共施設の 適正利用の 確保	○公園等に起居するホームレスに対し、自立支援施策の相談・周知を図ると共に、必要な自立支援施策や福祉等の援護につなぐ。	公園等の 不法専有 物撤去	359件	299件	266件	228件
	○ホームレスが起居先としていた放置物件等で施設の適正利用に支障があるときは、指導パトロールや物件の撤去指導等を実施し、必要な場合には法令に基づく監督処分等を実施	公園等に 起居する ホームレ スに対す る指導	4,363件	4,535件	4,480件	5,227件

キ 民間団体等との連携・地域福祉

前記ア～カでも触れたように、本市ではホームレス等の自立支援に向け、民間団体等と連携して様々な取り組みを実施しています。

「就労機会の確保と定着」の分野では、施策の実効性を上げるため権限を有する部署間での連携が不可欠です。同様に、「住まいの確保と定着」の分野では、住宅の専門知識を有する民間団体の協力が、また、「相談・援護」の分野では法律の専門家やホームレスの事情に詳しいNPOやボランティア団体など市民との協働が不可欠となっています。この取り組みについては、以下の事業等を掲げ推進を図りました。

個別事業名	事業実施内容	区分	第3期実施計画期間			
			26(2014) 年度	27(2015) 年度	28(2016) 年度	29(2017) 年度
i 雇用の確保について 労働行政を 所管する国、 県及び地元 経済団体と 協議	○国、県、地元経済団体及び市で「愛知県ホームレス自立支援対策推進協議会」を設置（※県主催）	自立支援 対策推進 協議会	1回	1回	1回	1回
	○県、地元経済団体及び市で「愛知県ホームレス就業支援事業推進協議会」を設置（※県主催）	就業支援事業推進協議会				
		総会	1回	1回	1回	1回
		運営委員会	1回	1回	1回	1回
	○市、国、県及び経済団体で「ホームレス就業連絡会議」を設置	ホームレ ス就業連 絡会議	1回	1回	1回	1回

	○国から就職支援ナビゲーター3名の派遣を受け職業相談・紹介・斡旋を実施	前記イの i で計上				
	○県から就業カウンセラー4名の派遣を受け、ホームレスの能力に応じてきめ細やかな就労相談・支援を実施	前記イの ii で計上				
ii ホームレスの事情や地域の実情を把握しているボランティア団体等と積極的に情報交換を行い、支援や協力を求めて援護施策を協働で推進	○「愛知県ホームレス自立支援対策推進協議会」にホームレスの支援に取り組むNPOを委員として委嘱 ○ホームレスの支援団体で構成する越冬実行委員会との団体公聴を実施 ○NPOに委託して技能講習事業を実施（※国事業）	団体公聴	1回	1回	1回	1回
		技能講習	前記イの iv で計上			
iii 地域の安全確保とホームレスの被害防止に向け、その人権に配慮しつつ地域社会の理解・協力を得て警察等関係機関との連携を図る	○対応すべき事例が生じた場合に必要な連携を行う	通報実績	0件	0件	0件	0件

iv ホームレス状態になる前に地域の中で支援できるように住民と行政の協働による地域福祉を推進	○名古屋市次期総合計画及びなごやか名古屋市地域福祉計画に則った、さまざまな活動の推進	地域福祉活動を推進
--	--	-----------

3 計画の評価

(1) 成果

- 本市は、「就労と福祉等の援護による多様な自立」と「自立の定着」を第3期計画の基本目標に掲げ、「7つの主な取り組み」に定める施策を推進することで目標の達成に努めてきました。
- 事業の実施状況については、「2－(2)「主な取り組み」の実施状況」に示したとおりであり、全体として概ね順調に実施されてきたと考えています。
- ホームレスの自立支援において中心的役割を担ってきた「シェルター事業」（平成14（2002）年10月事業開始）及び「自立支援事業」（平成14（2002）年11月事業開始）では、事業開始以来、平成29（2017）年度末までに、延べ10,894人の方がこれらの事業を利用し退所しています。そのうち延べ7,186人⁹が現行計画の基本目標である「就労と福祉等の援護による多様な自立」、そして「自立の定着」を果たしており、ホームレス等の自立に関して一定の成果を上げてきたものと考えています。（表1参照）

表1 シェルター事業及び自立支援事業の実績

（単位：人、％）

区 分	退所者 a	就労 自立者 b	就労自立 率(%) b/a	福祉等の 援護による 自立者 c	自立者計 d=b+c	自立率 (%) d/a
シェルター事業	5,999	800	13.3	3,566	4,366	72.8
自立支援事業	4,895	2,336	47.7	484	2,820	57.6
合 計	10,894	3,136	28.8	4,050	7,186	66.0

- シェルター事業は、公園等で起居するホームレスを対象に、入所により健康の回復や自立への動機づけを行い、公園の適正利用を図ることを目的とし、平成14（2002）年10月に「白川公園前宿泊所（定員150人）」を、平成16（2004）年5月に「名城公園宿泊所（定員200人）」を開設しました。
- その後、公園等に起居するホームレスの利用が減少したことから、「白川公園前宿泊所」は平成19（2007）年3月に、「名城公園宿泊所」は平成26（2014）年3月に閉所しました。
- 次に、表2は、自立支援事業の利用状況を示したものです。自立支援事業は、「就労による自立」を支援する中心的役割を担う事業で、「あつた」（平成14（2002）

⁹シェルター事業からの自立者のうち、「福祉等の援護による自立者（3,566人）」には自立支援事業への入所者（1,507人）を含むため、重複調整後の自立者の延べ人数は計5,679人（7,186人－1,507人）となります。

年11月事業開始、平成26(2014)年度定員86人)、「なかむら」(平成16(2004)年5月事業開始、平成26(2014)年度定員77人)の2か所で実施しています。

- 当事業の利用者も、リーマン・ショックを契機として平成20(2008)年度から大きく増加しました。自立支援事業もまた、住居を失った大量の失業者に対してホームレス化防止の受け皿として役割を担ってきました。

表2 自立支援事業の利用状況

(単位：人、%)

区 分	第2期実施計画					第3期実施計画			
	21(2009)	22(2010)	23(2011)	24(2012)	25(2013)	26(2014)	27(2015)	28(2016)	29(2017)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
利用者	316	327	318	369	369	492	437	375	292
平均在所者	109.8	87.4	85.3	91.8	83.8	107.5	90.3	72.0	59.3
充足率(%)	(67.0)	(53.3)	(52.0)	(56.0)	(53.0)	(66.0)	(55.4)	(44.2)	(36.4)

- 一方、第2期計画期間から、ホームレス等の状態から生活保護を受給してアパート生活に移行する方が大幅に増加しました。表3は、ホームレス等住居のない方で、生活保護により敷金等を受給し住宅を確保した世帯数を過去9年分についてみたものです。

表3 ホームレス等住居のない人で敷金等を受給し住宅を確保した世帯数

(単位：人、%)

区 分	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	合計
21(2009)年度	125	379	520	621	420	2,065
22(2010)年度	87	197	258	307	297	1,146
23(2011)年度	80	196	219	224	227	946
24(2012)年度	43	127	142	130	139	581
25(2013)年度	29	69	113	107	126	444
26(2014)年度	25	61	71	66	77	300
27(2015)年度	23	26	57	63	53	222
28(2016)年度	7	28	51	56	65	207
29(2017)年度	12	23	31	47	59	172
計	431	1,106	1,462	1,621	1,463	6,083
	7.1%	18.2%	24.0%	26.6%	24.1%	100.0%

- リーマン・ショック前の平成 19 (2007) 年度には、生活保護の適用を受けホームレス等の状態から脱却（自立）した方（世帯）は 183 世帯でしたが、平成 21 (2009) 年度には 2,065 世帯と約 11 倍に急増し、特に 40 歳代、30 歳代の伸びが特に大きかったと言えます。この 9 年間で 6,083 世帯のホームレス等が生活保護を受給して居宅生活に移行したことになります。
- 短期間に大量の失業者が生まれ、同時に住居も失うといった状況の下で、生活保護制度は新たなホームレス化とホームレス状態に陥った人の野宿生活の長期化を食い止めてきたという意味で大きな役割を果たしてきました。

(2) 現状と問題点

ア ホームレスの現状と問題点

- 平成 28 (2016) 年生活実態調査の結果によると、ホームレスの平均年齢は前回調査より上昇し 67.1 歳であり、年齢構成では 60 歳以上の高年齢層の占める割合が増加し全体 6 割を超えています。加齢に伴って、野宿生活の厳しい環境が心身の健康に与える影響が懸念されます。
- また、野宿期間については、長期化している方の割合が上昇しており、野宿期間 5 年以上の方の割合が 6 割を超えています。国の第 4 期基本方針にもあるように、野宿期間の長期化は脱却を難しくする実態があります。
- さらに、自立に関する意向では、現状（ホームレス状態）のままでよいとする方の割合が全体の約 3 割を占めており、支援の困難さがうかがわれる状況にあります。

イ 福祉事務所での住居のない方からの相談にみられる現状と問題点

- 路上生活を送るホームレスの数が減少する一方、福祉事務所に相談来所する住居のない方の数は、平成 19 (2007) 年度、年間 3,134 世帯であったのが、リーマン・ショック後の平成 21 (2009) 年度には 6,195 世帯と約 2 倍に増加しました。
- 平成 22 (2010) 年度以降は徐々に減少していますが、平成 29 (2017) 年度は年間 1,689 世帯の住居のない方から相談があり、その数は平成 30 (2018) 年 1 月の概数調査で確認されたホームレス数 (167 人) の約 10 倍に相当します。
- 住まいを失い終夜営業店舗や知人宅等を転々とし、施設や制度における支援にも定着できない方の存在が徐々に顕在化し、福祉事務所での相談者において、またホームレス自立支援施策の利用者において多数見られるようになりました。

たが、こうした方は、従来のアウトリーチによる支援が届きづらいという問題点があります。

ウ 自立支援等の取り組みにみられる現状と問題点

- 先述のように、本市では第3期計画を評価するにあたり、利用者を含む関係者を対象としてアンケート及びヒアリング調査を実施していますが、その中で第3期計画期間中に顕在化した重要な問題である「途中退所」「就労自立の継続困難」「生活保護による居宅生活の継続困難」について様々な角度から意見を聴取しました。

(ア) 途中退所

- 表4は、自立支援事業利用者の退所内訳を示しています。当事業が目標としている「就労自立」により退所した人の割合は、第3期計画期間中の平成26(2014)年度からの4年間で1.8ポイント上昇しています。これに伴い、自立支援事業を途中退所する方の割合は、第3期計画期間中の平成26(2014)年度からの4年間で5.3ポイント低下しており、一定の改善が見られますが、依然として高い割合となっています。

表4 自立支援事業利用者の退所内訳

(単位：人、％)

区 分	第2期実施計画					第3期実施計画			
	21(2009)	22(2010)	23(2011)	24(2012)	25(2013)	26(2014)	27(2015)	28(2016)	29(2017)
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
退所者	372	275	264	276	305	492	437	375	292
就労自立者	188	135	117	113	130	256	253	186	157
上記自立率	(50.5)	(49.1)	(44.3)	(40.9)	(42.6)	(52.0)	(57.9)	(49.6)	(53.8)
福祉等の援護による自立者	38	25	19	19	27	35	42	41	31
上記自立率	(10.2)	(9.1)	(7.2)	(6.9)	(8.9)	(7.1)	(9.6)	(10.9)	(10.6)
自立者計	226	160	136	132	157	291	295	227	188
全体自立率	(60.8)	(58.2)	(51.5)	(47.8)	(51.5)	(59.1)	(67.5)	(60.5)	(64.4)
途中退所者	146	115	128	144	148	201	142	148	104
途中退所率	(39.2)	(41.8)	(48.5)	(52.2)	(48.5)	(40.9)	(32.5)	(39.5)	(35.6)

- アンケート結果では、施設での規則や支援内容、居室環境への負担感を原因として指摘する意見が多く見られたほか、ヒアリングでは「途中退所」に至る背景として、「自立支援事業等の利用から就労による自立」をせず、不安定な就労と住居を得て、それらを失うと自立支援事業や生活保護制度等を利用し、

再び不安定な仕事と住まいが見つかるそこへ行くという循環に陥っている傾向を指摘する意見などがありました。

- また、アルコールやギャンブル等への依存や嗜癖の問題が自立への取り組みを困難にしている例や、若者に多い就職のための基本的なコミュニケーション能力や生活習慣が身についていないケース、あるいは、「就労による自立」という目標そのものを支援者との間で共有できないケースの存在など、利用者の精神的な課題や意識、価値観、行動様式など質的な問題点が指摘されました。

(イ) 就労自立の継続困難

- 本市では、第3期計画において「就労と福祉等の援護による多様な自立」を「自立の定着」と並んで、ホームレス自立支援の柱の一つとして位置付け、「自立支援事業あつた」と「自立支援事業なかむら」2か所の自立支援事業での取り組みを中心に就労支援を進めてきました。

表5は、自立支援事業を利用中に就労先を確保して退所した方(就労自立者)のその後の状況について取りまとめた結果です。

表5 就労自立後の状況

区 分	就労自立者	生活保護受給者	就労自立 非継続率
	人	人	%
20(2008)年度	173	89	51.4
21(2009)年度	188	75	39.9
22(2010)年度	135	57	42.2
23(2011)年度	117	47	40.2
24(2012)年度	113	46	40.7
25(2013)年度	130	46	35.4
26(2014)年度	256	94	36.7
27(2015)年度	253	94	37.2
28(2016)年度	185	68	36.8

- 数値は、自立支援事業を就労自立で退所した方が、退所日の属する年度の翌年度末までに、本市において生活保護を受給しているかどうかを集計したものです。就労自立者のうち概ね3割から4割の方が自立後2年以内に生活保護受給に至っている状況にあり、就労自立を継続することの困難さがうかがわれる結果です。

- 次に、表6は就労自立した翌年度末までに生活保護受給に至った方について、生活保護受給までの期間を表したものです。自立継続できなかった方のうち3ヶ月未満で生活保護受給している方が約27%~45%に上っています。

表6 就労自立後、生活保護受給までの期間

区 分		～3月 未満	3～6月 未満	6～9月 未満	9月～1年 未満	1年 以上	合 計
20(2008) 年度	人数	28	22	18	9	12	89
	構成比	31.5%	24.7%	20.2%	10.1%	13.5%	100.0%
21(2009) 年度	人数	28	19	9	11	8	75
	構成比	37.3%	25.3%	12.0%	14.7%	10.7%	100.0%
22(2010) 年度	人数	25	12	7	7	6	57
	構成比	43.9%	21.1%	12.3%	12.3%	10.5%	100.0%
23(2011) 年度	人数	17	9	7	9	5	47
	構成比	36.2%	19.1%	14.9%	19.1%	10.6%	100.0%
24(2012) 年度	人数	17	12	6	2	9	46
	構成比	37.0%	26.1%	13.0%	4.3%	19.6%	100.0%
25(2013) 年度	人数	16	12	9	7	2	46
	構成比	34.8%	26.1%	19.6%	15.2%	4.3%	100.0%
26(2014) 年度	人数	43	15	10	12	14	94
	構成比	45.7%	16.0%	10.6%	12.8%	14.9%	100.0%
27(2015) 年度	人数	29	20	13	11	21	94
	構成比	30.9%	21.3%	13.8%	11.7%	22.3%	100.0%
28(2016) 年度	人数	19	14	11	11	13	68
	構成比	27.9%	20.6%	16.2%	16.2%	19.1%	100.0%

- アンケート結果では、就労が続かなかった理由として、就労意欲の低下をはじめ、職場の人間関係に馴染めないこと、励ましてくれる人や相談相手がいないことなどが挙げられたほか、居宅生活を始めてからの問題点として、金銭(家計)管理、気力の持続、依存傾向、相談相手の不在、余暇が充実できないなどが指摘されました。

(ウ) 生活保護による居宅生活の継続困難

- 表7は、平成28(2016)年度中に本市において、生活保護により敷金等が支給されて住宅を確保したホームレス等のうち、その後保護廃止となった世帯の理由別内訳及び割合を表したものです。

- 平成 28 (2016) 年度中に敷金等が支給され、住宅を確保したホームレス等 207 世帯のうち、74 世帯 (35.7%) が平成 29 (2017) 年度末までに保護廃止となっています。そのうち、廃止理由が「失踪」「居住実態なし」のケースは合わせて 13 世帯 (17.6%) であり、全体の約 1/5 に上っています。

表 7 住宅を確保したホームレス等のうち保護廃止になった世帯の理由別内・割合

区 分		～39 歳	40～59 歳	60 歳～	合計	区分別構成比
失 踪 に よ り	世帯数	1	5	0	6	8.1%
	構成比	2.9%	4.7%	0.0%	2.9%	
居住実態がないため	世帯数	2	3	2	7	9.5%
	構成比	5.7%	2.8%	3.1%	3.4%	
そ の 他 ¹⁰	世帯数	15	36	10	61	82.4%
	構成比	42.9%	33.6%	15.4%	29.5%	
合 計	世帯数	18	44	12	74	100%
	構成比	51.4%	41.1%	18.5%	35.7%	

※平成 28 (2016) 年度中に保護開始し、平成 30 (2018) 年 3 月末までに保護廃止になった世帯を積算

※構成比は受給者 (207 世帯) に占める割合で表示

※受給者数 ～39 歳 : 35 世帯 40～59 歳 : 107 世帯 60 歳～ : 65 世帯 合計 207 世帯

- アンケート結果からは、こうした状況に至る理由として金銭管理の失敗や生涯設計への意識の欠如、飲酒やギャンブル等の嗜癖、依存の問題等を指摘する意見が多くを占め、ヒアリングでは、こうした問題の背景として社会的に孤立し、相談相手がいないことが指摘されています。

(3) 第 4 期計画策定にあたっての主要課題

本市では、平成 28 (2016) 年生活実態調査で明らかになったホームレスの現状と問題点及び第 3 期計画の評価の過程で浮き彫りとなった自立支援施策の成果と問題点を踏まえ、第 4 期計画において重点的に取り組むべき主要課題を以下の通りと考え、必要な施策、事業のあり方を明らかにします。

ア ホームレスへの継続的支援

- ホームレスの間で高齢者の割合が増加し、野宿生活が長期間化している方が多数いることから、野宿生活の限界や社会復帰が困難となる前に適切な支援

¹⁰ 「その他」の主な内訳 : 就労収入の増加等 17.6%、死亡 10.8%、保護辞退 1.4% など

や援護につなぐ必要があります。

- 野宿期間の長期化は脱却を困難にするおそれがあることから、できる限り野宿生活の早い段階で自立支援につなぐことが重要になります。

イ ホームレスとなるおそれのある方への適切な支援

- 巡回相談によるアウトリーチ型のニーズ把握や支援が届きづらい状況があるため、福祉事務所をはじめとする関係機関と民間団体等の相談窓口相互の連携が重要となります。
- 就労や福祉等の援護による自立支援の途中で、支援を中断（途中退所）又は放棄（失踪）し、各種支援サービスの再利用を繰り返す方に対しては、自立の必要性が理解され、意欲そのものが喚起されるような働きかけを行う必要があります。

ウ 途中退所の防止

- 施設を短期間で退所するなど支援が定着しないケースについては、個々の状況に応じた柔軟な支援目標の設定と支援方針の選択が必要となります。
- 利用者のニーズと支援内容との整合性について検証が必要な状況が生まれています。自立支援関係施設での自立目標を多様化し支援内容についても見直しを図る必要があると思われます。

エ 地域での自立生活の継続と定着

- 就労自立後に居宅生活を維持することが重要であることから、アフターフォローを推進していく必要があると思われます。
- また、住居のない状態から生活保護で居宅生活に移行した後、地域での生活を維持できなくなる状況があることから、アフターフォローの必要性が高まっています。

第3 第4期計画における自立支援施策の推進

1 基本的な考え方

(1) 第4期計画における基本的な考え方

評価報告書において、第3期計画に定めた施策が果たした役割について、全体として一定の評価が与えられているとともに、今後の課題についても指摘されていることから、以下の3点を、第4期計画における基本的な考え方とします。

○ 第3期計画を継承し、第4期においても着実に取り組む

ホームレス数は減少したものの、7つの主な取り組みを継承し、事業を安定的に継続させることが必要である。

○ 生活困窮者自立支援制度における関係施策との連携

「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方」の存在など、広義のホームレス等に対する支援を行うにあたっては、生活困窮者自立支援制度（平成27（2015）年度施行）における関係施策との連携が必要である。

○ ホームレスの状況の変化にあわせた対応

ホームレスの高齢化や長期化等に対応するため、継続的で粘り強い巡回相談等を行うとともに、状況の変化にあわせた事業の見直しを行う。また、居宅生活の継続を支援するためアフターフォロー事業などを推進していく必要がある。

＜第4期計画の基本目標＞

- ① 「就労と福祉等の援護による多様な自立」
- ② 「自立の定着」

第1期・第2期計画では「就労による自立」と「福祉等の援護による自立」の2つを基本目標として設定しました。その場合も、ホームレス個々の状態に応じてより柔軟な支援が必要なことから、2つの目標を同じウエイトで捉えることを基本とし、具体的な場面では「就労」「福祉等の援護」の両方向からの支援を検討することとしていました。

第3期計画ではこうした考え方をさらに進め、「就労と福祉等の援護による多様な自立¹¹」を基本目標として位置付け、弾力的で個別性の高い自立支援により、利用者個々の実態に合った達成可能な自立を目指すとともに、自らの力で自立を継続することが困難な状況が広がる中、「自立の定着」を新たに基本目標として掲げ、持続的で長期的な視点から、個々の状況に即して日常生活能力や社会生活習慣の確立を図り、地域社会とのつながりや自己肯定感の育成を視野に入れた個別性の高い多面的な支援を進めました。

第1期・第2期・第3期計画までの経過を踏まえ、第4期計画においても引き続き「就労と福祉等の援護による多様」と「自立の定着」を基本目標として位置付け、弾力的で個別性の高い自立支援により、利用者個々の実態に合った達成可能な自立の定着を目指します。

自立支援施策の適用については、引き続き①緊急保護と自立支援事業又は福祉等の援護に向けた事前評価、②自立に向けての支援及び③社会生活への復帰の各段階において必要な施策を展開して社会復帰を目指すとともに、④自立定着のための支援では、再野宿化あるいは各種支援の再利用を繰り返す生活に戻らないよう、多面的で継続性の高い支援により社会生活の安定と持続を目指します。

また、ホームレスの高齢化・長期化へも対応しつつ、リーマン・ショックのような経済情勢の変化や雇用動向の変動にも素早く対応できるよう関係するさまざまな制度や支援の取り組みとの連携を図ります。

さらに、具体的な施策・事業の実施にあたっては、人権尊重の視点に立ち、ホームレス一人ひとりの意思を大切にすることを支援の基本理念とします。

(2) 施策の方向性

計画の基本目標の達成に向けては、従来計画による取り組みの成果を損なうこと

¹¹「多様な自立」とは、「就労」と「福祉等の援護」の両面から複合的・段階的な支援を受けて、利用者個々の実態に合った達成可能な自立を目指すことを意味するものです。

なく、新たな課題への適切かつ有効な対応を図ることが重要と考え、以下のような方向性で施策展開を進めます。

ア 国の基本方針にも示されているように、ホームレス等の自立支援は、自らの意思で安定した生活を営めるよう支援することが基本であり、就労機会の確保と安定した住居の確保を今後も重要な課題として位置付け、施策・事業の推進を図ります。

イ ホームレス等の本人の状態を踏まえ、その意向に配慮しながら「就労」と「福祉等の援護」の両面から複合的・段階的に支援を行います。

自立支援事業においても、「就労による自立」を原則とした支援から、利用者の個々の状況に応じた多様な自立を視野に入れた柔軟な自立支援を行います。

ウ 就労自立の継続と定着の向上を図るため、アフターフォローを推進します。

エ ホームレス等のニーズの多様化に対応し、相談支援機関においては、対象者の年齢や状況等に応じて、さまざまな制度・サービスの活用を視野に入れ、総合的な視点で支援方針を検討するとともに、各種支援サービスや制度の再利用を繰り返す方については、そうした状況に至った背景を理解し、本人の自立及び自立定着の意欲喚起を図ります。

また、自立支援施設において新たな支援内容を実施する場合、専門的なスキルやノウハウを有する支援機関や活動団体との連携を視野に入れ、検討を行います。

オ 健康に不安を感じているホームレスは、今なお多く存在しており、健康の維持・回復に向けた支援を引き続き実施します。また、精神障害等何らかの障害等のある方に対して、より専門的で適切な支援ができるよう、必要な体制整備や社会資源との連携を進めます。

カ ホームレスの状況によっては、公園等公共的な施設の適正利用の点で問題となるケースも存在するため、地域における生活環境の維持・改善に引き続き取り組みます。

キ ホームレスの中で高齢層の割合が増加し、野宿期間が長期化している方やホームレスのままでよいという意識の方の割合は、平成 19（2007）年生活実態調査で大きく上昇し、その後ほとんど変化がありません。

巡回相談活動においては、野宿生活が限界になるおそれがあるホームレスを早期に発見し必要な支援につなぐとともに、公園等への定着に至る前段階の人を早期に相談・援護の窓口につなぐことを重要な役割とし、継続的な支援を実施します。

- ク ホームレスへの偏見や差別意識を解消し、自立後、職場や地域において安心して生活を送ることができるよう、人権尊重の理念に根ざした社会づくりを推進します。
- ケ 自立支援施策の効果を高めるため、雇用・就労分野を中心に国や県との連携を深めるとともに、経済関係団体との間での情報交換や施策への共通理解を深める取り組みを進め、就労支援の実効性を高めるよう努めます。
- コ 「非定住型」ホームレスの割合が高まり、終夜営業店舗等を転々とする方たちも多数であることから、ホームレス等の相談・支援に経験と実績があるNPO・ボランティア団体等との協働や関係機関の相談窓口相互の連携を高め、的確なニーズ把握に努めるとともに、新たなニーズへの対応を検討します。
- サ 居宅生活の継続が困難なケースが見られるため、NPO・ボランティア団体等の人材やノウハウを活かした個別支援の仕組みを検討するとともに、自立の継続を目指す方が、孤立することなく地域生活に定着できるよう地域福祉の推進を図ります。
- シ 支援やサービス、制度を転々とし、中長期の視点に立った就労活動ができなかったり、働くことの意味が見い出せなかったりする若い世代のホームレス等に対して、意識や心理面へのアプローチ、あるいは教育的視点に立った支援メニューの構築等、その世代の実態に即した支援のあり方について検討を進めます。
- ス 国の第4期基本方針にも示されているように、一般就労に向けた就労体験やトレーニングとしての中間的就労の場の確保を進めるとともに、若い世代が将来、ホームレスの状態になることを予防する観点から有効と思われる取り組みを推進します。
- セ 「ホームレス自立支援事業における就労自立率」などの実績を事業の進行管理における成果指標として設定し、事業の効果測定や課題の分析に活用することにより効果的な事業運営に努めます。

(3) 施策の体系

上記の施策の方向性を踏まえ、第4期計画においても引き続き、以下の「7つの主な取り組み」を施策の柱としてホームレスの自立支援を推進します。具体的な事業や方策については、新規の取り組みとともに、既存事業の見直し、改善、再構築等を図りながら、従来計画の成果を引き継ぎつつ、新たな課題に的確に対応するものとします。

<7つの主な取り組み>

- ① 住まいの確保と定着
- ② 就労機会の確保と定着
- ③ 心身の健康維持・回復
- ④ 相談・援護
- ⑤ 人権の擁護と尊重
- ⑥ 地域における生活環境の維持・改善
- ⑦ 民間団体等との連携・地域福祉

2 7つの主な取り組み

(1) 住まいの確保と定着

ア 現状と課題

(ア) 公園等で起居するホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるよう支援を進めるにあたっては、「住まい」の確保が欠かせません。

また、住まいを失い終夜営業店舗や知人宅など居所を転々とするなど、「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方」に対しても、「住まい」の確保に向けた積極的な支援が必要です。

(イ) しかし、「住まい」の確保の方向性については、個々の状態等によって異なります。例えば、稼働能力のある方については就労によって得た収入で住宅を確保することが基本となりますが、心身の状態から日常生活を営むのに何らかのサポートが必要と考えられる方については、更生施設や救護施設など保護施設への入所を検討することとなります。また、高齢者は老人ホーム等への入所も検討する必要があります。

なお、地域での生活が可能と判断された要保護者は住宅を借りて生活保護を適用することを検討する必要があります。

(ウ) 住宅の確保に際してまず問題となるのは、家賃及び敷金等（以下「家賃等」という。）の額です。ホームレス等の場合、就労したとしても年齢や資格、技能など様々な条件から、高収入は得られにくいことが多く、生活保護を適用して生活する場合でも住宅扶助基準に見合った住宅を探すことが基本となります。

したがって、低廉な家賃等で入居可能な民間住宅の情報を収集し提供するとともに、公営住宅の入居制度も活用する必要があります。

(エ) 家賃等の問題を解決したとしても身元保証人や緊急連絡先（以下「身元保証人等」という。）の問題があります。

ホームレス等の多くは、家族や親族との関わりが疎遠となっており、適当な住宅が見つかって身元保証人等を立てられない場合がありますが、そのような場合には、民間保証会社に保証料を支払うことで住宅を確保することとしています。

住宅の確保をより円滑にするために、住宅の貸主や不動産業者等に対しては、ホームレス等の自立について理解を深めていただくよう、引き続き啓発や広報等を進める必要があります。

(オ) 長い間住居のない状態であった方の中には、直ちに地域社会に溶け込み自立した生活を送ることが困難な方もみられます。こうした方については、居宅生

活に円滑に移行するための十分な相談・支援を事前に行い、日常生活習慣や社会生活習慣の確立を図る必要があります。

(カ) 敷金を受給し、住居のない状態から居宅保護に移行した方のうち、居宅生活が継続できずに失踪したり、居住実態が不明となったりする方が少なくないという実態があり、居宅生活の継続性を高めていくことが重要です。自立支援関係者へのアンケート調査では、居宅生活を失敗する原因として、金銭管理、自立意欲の欠如、人間関係、飲酒・ギャンブル等が挙げられ、ヒアリング調査では、失敗する背景として、孤立や孤独といった状況が指摘されています。

(キ) 「住まい」の確保にあたっては、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(以下「住宅セーフティネット法」という)に規定する名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会の枠組みをはじめ、関連する他の施策とも連携する必要があります。

イ 具体的な施策・事業

(ア) 自立支援事業における支援

「住まいの確保」に関して、自立支援事業では次のとおり地域で自立した生活を営めるよう支援する役割を担っています。

- 低廉な家賃の民間住宅に関する情報を収集し、自立支援事業の利用者(以下本項において「利用者」という。)に対して情報提供を行うとともに、入居の適否についての相談・助言を行います。また、必要に応じて不動産業者への同行等により住宅確保の支援を行うとともに、住まいが見つかった場合には入居手続についても支援します。
- 家族等との関係が疎遠な利用者については、家族等の所在を確認して連絡を取るなど信頼関係の回復を支援し、住まいが見つかった場合には身元保証人等となってもらえるよう支援を行います。
- 利用者に対して、地域社会での生活を念頭においた日常生活管理や健康管理、社会生活上の手続きなどについて様々な指導・助言を行うなど必要な支援を行います。
- 中でも、入所者等で就労先を確保し、自立後に近い住環境での自活体験が、退所後の居宅生活継続に有効と思われる方については、自立支援事業と一体的に運営される民間借上げアパート(自立支援住宅)に移行し、家計管理や家事などの基本的な生活習慣形成ができるよう支援します。

(イ) 福祉事務所における相談・援護

- ホームレス等のうち、地域で自立した生活を営むことが可能と判断された要保護者については、個々の状況に応じて住宅が確保できるよう敷金等の支給を行います。
- また、心身の状況等から施設に入所することが適当と判断された方については、その状況に応じて更生施設や救護施設あるいは老人ホーム、婦人保護施設等への入所についての調整・手続きを行います。
- なお、その状態等から見て、就労による自立が可能と考えられる方については、自立支援事業の利用についても相談が可能ですが、その場合は本人の意向を尊重しつつ、同意を得ながら手続きを進めます。

(ウ) 賃貸住宅経営者等への啓発活動

民間賃貸住宅の経営者、家主及び不動産業者並びに民間賃貸住宅を管理する団体（以下「民間住宅経営者等」という。）に対して、ホームレス等に対する理解を深めていただくための啓発を推進します。

(エ) 民間住宅に関する情報収集等

ホームレス等に理解のある民間住宅経営者等と連携し、低廉な家賃の賃貸住宅に関する情報並びに保証人の代わりとなる民間の保証会社等に関する情報を収集し、利用者等に必要な情報を提供します。

(オ) 民間団体の行う住宅相談事業との連携

ホームレス等を対象として、民間住宅経営者等が行う住宅の確保や入居後の生活についての相談事業との連携を図ります。

(カ) 新たな住宅セーフティネット制度の活用

低廉な家賃等で入居可能な民間住宅についての情報の収集・提供や、住宅の貸主や不動産業者等に対してホームレス等の支援について啓発・広報等を進めるにあたっては、住宅セーフティネット法に規定する名古屋市住宅確保配慮者居住支援協議会の枠組みとの連携を図ります。

(キ) 公営住宅の優先入居

就労により地域で自立した社会生活を営むことになった自立支援事業の利用者で、入居資格を有する方については、市営住宅及び県営住宅の優先入居制度を活用し入居を進めます。

(ク) 居宅生活の継続支援

- 就労自立や居宅保護となった場合、居宅での生活の継続性を高めるために、見守りのほか、家計管理支援や健康管理支援、社会生活上の手続き支援など多面的なアプローチにより、個別的・継続的かつ効果的なアフターフォローの実施が必要であることから、現在実施しているアフターフォローについて一層の充実を図ります。
- 住宅扶助の代理納付については、居宅での生活の継続性を高めることに効果的である一方で、その活用についてはかねてから慎重意見が少なくないことから、代理納付の制度や利点について十分に説明を行った上で、本人の同意を得ながら活用を図ります。

(2) 就労機会の確保と定着

ア 現状と課題

(ア) 平成 28 (2016) 年生活実態調査において、今後希望する生活形態について調査したところ、ホームレスの 35.8%は何らかの形で仕事に就くことを希望していることがわかりましたが、全体として見ると、「今のままでいい」という回答も 25.7%と多くなっています。

ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方の自立に向け、就労機会の確保は重要な課題であり、引き続き自立に向けた取り組みの柱の一つとして位置付け、就労意欲の喚起と向上及び安定した就労の場の確保と定着を進める必要があります。

一方で、ホームレスになった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、社会生活への不適応、借金による生活破たん等の個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えている方も多くいることから、直ちに常用雇用による自立が困難な方については、その状況や年齢等の個々の事情に対応した自立を総合的に支援する必要があります。

さらに、「今のままでいい」と回答した方の中には、過去にホームレス援護施策を利用するも、何らかの事情で野宿生活に戻ってしまっている方や、そもそもホームレス援護施策を知らず、野宿生活からの脱却に向けた行動を起こすことができない方がいると考えられることから、ホームレス援護施策の周知に努める必要があります。

(イ) ホームレス等の多くは食事や寝る場所の確保などその日の生活に追われてお

り、求職活動をしようにもそれに専念する余裕がないのが実態です。そのため、就労機会の確保に向けては、まずは落ち着いて求職活動のできる環境を用意する必要があります。

(ウ) また、就職先を探す場合、求人情報誌や新聞の求人欄、あるいは友人の紹介などに頼る傾向がみられますが、本人の現状を鑑みれば、必ずしも適性があるとは言えない場合であっても、かつて自分が経験した職種やその類似職種にこだわってしまい、安定した職の確保につながらないことも少なくありません。継続的な自立につながる安定した職を確保するため、公共職業安定所への相談につなげる必要があります。

(エ) 平成 28 (2016) 年生活実態調査の結果を見ると、「住所を設定する必要があるのでアパートがほしい」や「事業主のホームレスに対する理解を進めてほしい」と回答した方が多く、住宅セーフティネット法に規定する名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会の枠組みと連携するなどし、これに対応していく必要があります。

一方で、「職業訓練、職業講習を受けられるようにしてほしい」という回答をした方の割合は、上記の 2 つと比較して低くなっていますが、ホームレス等の中には、就職に際して必要となる知識、技術等を身につけていない方もいます。その結果、求職活動に不可欠な履歴書の書き方や面接の際の心構えなどが分からず、努力が就職に結びつかない場合もあることから、求職活動に関する基本的な知識や技術の習得について支援を行う必要があります。

(オ) ホームレス等の就労の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレス等の就労ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要です。

(カ) ホームレス等の多くは家族や親族との関係が疎遠となっており、就職に必要な身元保証人を確保できない場合が少なくありません。したがって、身元保証人となってもらえるよう家族等との関係の回復を支援する必要があります。

一方で、個別の求人開拓等においては、身元保証人を必要としない就職先の開拓や確保を進める必要があります。

(キ) ホームレス等の就職には雇用する側の理解も欠かせません。「愛知ホームレス就業支援事業推進協議会¹²」が平成 18 (2006) 年度に実施した県内事業所に対する雇用意識調査の結果をみると、ホームレスを雇用してもいいという事業所は 1 割に満たない状況でしたが、職場開拓実績では増加傾向にあり、一定の

¹²国のホームレス等就業支援事業の受託団体として設立（平成 17 (2005) 年度）愛知県・名古屋市・経済団体で構成

理解が進んでいると思われます。引き続き、ホームレス等の就労機会の確保への理解を深め、その就労を促進するため、事業主への啓発に取り組むことが必要です。

- (ク) 自立支援事業を平成 28 (2016) 年度中に就労自立で退所した方 (186 人) のうち 10.2% の人が 3 ヶ月未満で生活保護の受給に至り、また 29.6% の方が 1 年以内 (平成 29 (2017) 年度末まで) に生活保護の受給に至っています。

就労により自立を果たしても、励ましてくれる人や相談相手がいないこと、金銭管理がうまくいかないことなどにより、地域での自立した生活が継続できず、生活保護受給に至ったり、再度野宿生活等に戻ってしまったりする場合があります。

自立の継続・定着率の向上を図るため、就労自立した方については、今後もアフターフォローを充実強化していく必要があります。

- (ケ) 平成 20 (2008) 年の秋以降、世界規模での金融危機が実体経済にも深刻な影響を及ぼし、職と住まいを失った多数の非正規雇用者等が、本市の窓口を訪れました。それから約 10 年が経過し、本市を始め県内の雇用情勢は改善していますが、今後の社会経済情勢によっては、再び同様の事態が起こり得ないとも限りません。

倒産や失業はホームレスを生む大きな要因であるため、雇用対策の推進が大きな鍵となります。本市としても、ホームレス化を予防する観点から、関連する既存の施策の中でできる限りの対応を行うとともに、国・県に対しても適切な対策の実施を働きかけていく必要があります。

- (コ) 自立支援事業においては、原則として正規就労を目指して支援を行いつつ、正規社員として安定的に長期間就労した経験がない方が増加し、企業側も非正規労働者の割合が増加している中、正規就労を前提とした自立生活を目標とするだけでは、現実的に自立は困難となっています。

そのような現状を踏まえ、不安定な就労に就いた場合でも支援を継続し、個別の状況に応じて福祉等の援護を受けながら就労を継続する多様な自立も自立目標として設定し、日常生活や社会生活の確立を図っていく必要があります。

- (サ) 第 3 期計画期間中における自立支援事業利用者の途中退所割合は、第 2 期計画期間中に比べ 7.4 ポイント減少したものの 38.2% となっています。これは、正規就労を目指す自立支援事業において、施設における金銭管理への抵抗感や施設生活の規則への負担感、集団生活になじめないといった理由、あるいは利用者自身に危機感や切迫感が足りないことで退所する方が多いためと考えられます。

就労に向けた支援にあたっては、日常生活習慣の形成や円滑な社会生活のための支援、金銭管理についての啓発や助言等を行っていくため、施設における集団生活や規則の中での生活も一定は必要と考えていますが、自立支援事業等の施設について個室化を求めるニーズもあります。これについて、ハード面ですぐに対応することは困難であるため、当面は、ソフト面での改善によって対応することで、引き続き途中退所の防止を図る必要があります。

- (シ) 若者の中には、正規就労の経験がなく、就労するために必要なコミュニケーション能力や生活習慣が十分でない方もおり、そうした能力や習慣を身につけることや、就労する自信をつける、適職を探ることができるような支援も、自立に向けた取り組みを継続するためには必要と考えられます。

さらに、派遣労働等の不安定な仕事に就き、雇い止めなどで仕事と住まいを失ってホームレスとなる方もいます。その背景には、非正規雇用の増加といった社会経済情勢の変化が考えられますが、地域や家族から孤立しているため、様々な困難を抱えていても相談ができない、十分な支援を受けることができないといったことが考えられることから、関連する既存の施策と連携する必要があります。

国の第4期基本方針では、勤労の意義を十分に理解していないことなども要因として考えられます。そうした状況に陥らないための一助として、健全な勤労観・職業観を早期に育成することを進める必要があると考えられます。

イ 具体的な施策・事業

(ア) 自立支援事業

ホームレス等に対し、宿所・食事の提供、健康診断、生活に関する相談・指導を行い、自立意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援する自立支援事業を市内2か所で運営します。(自立支援事業なかむら(平成31(2019)年度定員74人、中村区)、自立支援事業あつた(平成31(2019)年度定員79人、熱田区))

自立支援事業では、稼働能力がある方又は支援期間内において稼働能力の回復が見込める方が落ち着いて求職活動ができる生活の場を提供するとともに、基本的な生活習慣の習得に向けた助言・指導等を行います。また、公共職業安定所から就職支援ナビゲーターの派遣を受けるなど、国や県とも連携して就労支援を行い、就労自立を促進します。

さらに、ホームレス等の自立への意識や意欲が多様化している現状や、雇用環境等の社会情勢の変化も捉えながら、個々の状況に応じた多様な自立も視野

に入れて支援を行います。

○ 宿所及び食事等の提供

求職活動に必要な日用品（衣服等）を支給するとともに、安心して求職活動に専念できるよう宿所と食事（3食／日）を提供します。

○ 各種相談・指導の実施

医師及び看護師による健康相談を定期的実施するとともに、相談支援員等により日常生活上の各種相談や指導・助言を行い、利用者が社会復帰後、地域社会で自立した生活を送ることができるよう支援します。

○ 公共職業安定所（国事業）との連携

公共職業安定所から毎日、専門知識を有する「就職支援ナビゲーター」の派遣を受け、職業相談と職業紹介・あっせんを実施し、安定した生活が営める常勤的職業に就くことができるよう支援します。また、就労後は安定して就労継続できるよう職場定着に向けた指導・助言を行います。

○ 家族等との関係回復による身元保証人確保支援

家族等と疎遠となり就職の際に身元保証人が立てられない方について、家族等の所在の確認や連絡の仲介等を行い、関係回復に向けた支援を行います。

○ 精神障害等何らかの障害等がある利用者への支援

精神障害等何らかの障害がある方に対しては、こころのケアを進めるとともに、アルコールやギャンブル等への依存がある方に対しては、専門的治療が必要となることから、医療機関等との連携を図ります。

○ 若者等への対応

正規就労の経験がない若者等の利用者に対して、就労するために必要なコミュニケーション能力や生活習慣が身につくような支援を行い、自立に向けた取り組みの定着を図ります。

また、心理的なサポートや教育的な視点に立った支援が必要と思われる利用者に対しては、専門的ノウハウを有する社会資源の活用を視野に入れ、有効な支援方策について検討を行います。

○ 多様な支援の実施

途中退所を防ぎ、退所後の自立生活を継続することができるよう、就労支援

を中心とした支援メニューに加え、金銭管理の啓発や日常生活習慣、社会生活習慣の確立に向けた多様な支援を行います。なお、そうした支援の実施にあたっては必要に応じて専門的な技術を有するNPO等との協働について考慮します。

○ 自立支援住宅の設置

自立支援事業と一体的に運営する自立支援住宅については、利用実績に合わせて戸数の見直しを行います。居宅生活と同じ環境の下で家計管理や家事などの基本的な生活習慣や社会生活を営むための手続きなどを習得するための支援を行い、就労自立後の不安解消と継続に向けた意欲喚起は引き続き行います。

(イ) 就業支援相談（県事業）との連携

職業相談や自己啓発等の研修を実施するとともに、履歴書の書き方の指導や就労面接のノウハウの講習などを行う愛知県の就業支援相談員と連携し、自立支援事業の利用者に対して、年齢等の特性を踏まえ、個々の状況に応じたきめ細かな就労の準備支援を行います。

(ウ) ホームレス就業支援事業（国事業）等との連携

国が実施しているホームレス就業支援事業と連携して、就業支援相談や職場体験講習（(力)で後述）の利用を推進し、ホームレス等の就労意欲の喚起や就労機会の確保を進めます。

また、ホームレス就業支援事業の一環として実施されている就業機会確保支援と連携し、就労先の開拓にあたり身元保証人を要しない求人事業所の拡充を図り、ホームレス等の求人条件を緩和するよう努めます。

(エ) 中間的就労の場の確保

直ちに就労自立が難しい方に対して、事業所での軽易な作業等を通じて一般就労に向けた支援付きの就労体験やトレーニングを行う「中間的就労」の場の確保や活用を進めます。

また、専門的知識や技能を必要としない多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供等を行います。

(オ) 就労訓練事業

自立支援事業の利用者に対して、規則正しい生活習慣や就労習慣の習得を目的とした就労訓練を実施して、就労に向けた準備支援を行います。

(カ) 職場体験講習・トライアル雇用事業（国事業）との連携

仕事に対する不安感を解消するため一定期間実際の職場を体験する「職場体験講習」や自立支援事業の利用者等のうち就職が困難な方に対して、雇用主とホームレス等双方の雇用に対する不安感を解消することを目的に実施する「トライアル（試行）雇用制度」など、国が実施する事業との連携を図り、就労の実現に向けて支援します。

(キ) 技能講習事業（国事業）との連携

職業能力の開発・向上を支援するために国が実施している技能講習事業との連携を図り、就労に必要な資格や技能の習得を希望する方については、同事業の利用を案内します。

(ク) 広報・啓発活動

ホームレス等の就労自立について情報交換を行うとともに、就労機会の確保について事業主の理解を得るため、国、県及び地元経済団体の関係者を交えた会議を定期的に開催し、雇用の促進についての広報・啓発に努めます。

(ケ) アフターフォロー事業

○ 自立支援事業から就労自立し、地域において自立した生活を営むに方に対して、家庭訪問や電話相談等を行い、職場への定着と地域生活の継続を支援する事業（アフターフォロー事業）を推進し、再度野宿生活に戻ることがないよう支援します。

○ アフターフォロー事業の実施にあたっては、短期間で生活保護の受給に至ることのないよう、自立生活に移行した直後は、環境の変化に対応したきめの細かい多面的な支援を集中的に行うとともに、中長期的に安定した生活が維持できるよう継続的で個別的な支援も行うなど事業の充実を図ります。また、就労自立以外で地域生活へ移行した方についてもアフターフォロー事業の対象とし、自立定着のための支援を行います。

支援に当たっては、来所相談を受入れるほか、訪問によるアプローチといった支援を行います。

(コ) 勤労観・職業観の早期育成

学校教育の各段階や生涯を通じた学びの場においてキャリア教育を推進するとともに、子どもや若者がさまざまな職業体験を行うことができる機会を提供する事業等を実施することで、健全な勤労観・職業観の早期育成を図ります。

(3) 心身の健康維持・回復

ア 現状と課題

(ア) 平成 28 (2016) 年生活実態調査によれば、一定数のホームレスが身体の不調を訴えており、そのうち 3 割以上の方が治療等を行っていない状況です。

医療が必要な方を早期に医療機関の受診につなぐとともに、生活習慣病等で日常生活上の指導が必要な方に対して適切な指導を行う必要があります。

(イ) 医療の必要なホームレス等を医療機関の受診につなぐため、あらかじめ医療機関側にホームレス等の受診について理解を深めていただき、必要なとき速やかに適切な治療が受けられるよう協力を求めている必要があります。

(ウ) ホームレス等の状態から就労あるいは福祉等の援護による自立を目指す場合、心身の健康維持・回復はその前提となる事項となるものです。自立支援事業の利用者等について定期的に健康状態を確認し、病気の早期発見・早期治療に努める必要があります。

(エ) 本市が実施している結核健診事業や医療機関への受診により、ホームレス等の中に結核患者が発見されています。ホームレス等の場合、症状が進んでから発見されることや、完治する前に路上生活に戻ってしまい治療が中断してしまうことがあります。

ホームレス等で結核に罹患した方を早期に発見するとともに、治療が中断しないよう保健部門と福祉部門が連携して助言・指導を行っていく必要があります。

(オ) ホームレス等の中には、アルコールへの依存が見られたり、うつ症状や不眠など心の健康についての悩みを訴えたりする方がいます。

また、ホームレスのうち、精神障害など何らかの障害等があると思われる方に対する巡回相談の実施においては、相談や支援が困難となります。

(カ) また、自立支援事業の利用者等には、アルコールやギャンブル等への依存があるため、専門的治療が必要な方が少なくありません。

イ 具体的な施策・事業

(ア) ホームレス健康支援事業

公園等への巡回及び福祉事務所で健康相談と療養指導¹³を実施し、医療の必要なホームレス等が適切な医療を受けられるよう、福祉部門と保健部門が密接な連

¹³生活習慣病等の罹患者が日常生活を送る上で留意すべき事項についての助言・指導のことを言います。

携を図ります。また、生活習慣病等で日常生活を送る上で注意が必要な方について定期的な指導を行います。

○ 保健師、看護師資格を有する自立支援健康相談員が福祉事務所の保護援護生活相談員とともに市内を巡回して、健康相談、健康チェック及び療養指導を実施します。その中で医療が必要と判断された方については、福祉部門と保健部門とが密接な連携をとり、医療機関への受診につながります。

○ また、中村区、中区の福祉事務所内にて自立支援健康相談員が巡回相談時間外に生活習慣病等健康に不安があるホームレスからの相談に応じます。

(イ) ホームレス結核対策事業

公園・路上等に起居するホームレス等は結核発病リスクが高いことから、ホームレス等に対して結核罹患者の早期発見に向けた健診機会の提供に努めるとともに、罹患者が発見された場合は入院等へつなぐ支援や結核服薬支援を実施するなど効果的な結核対策を推進します。

○ 結核罹患者の早期発見と結核感染の予防のため、無料宿泊所の利用者や公園・路上等に起居するホームレス等に対して結核健診を実施します。

○ 結核に罹患しているホームレス等に対して、早期治療のため入院等の支援を実施します。また、治療の中断による結核の再発防止や薬剤耐性化防止のため、結核服薬支援事業を推進します。

(ウ) 医療機関の確保

医療が必要な方には、無料低額診療事業¹⁴の活用を図るとともに、ホームレス等が必要に応じて適切な医療を受けることができるよう次の事業を実施し、医療機関との協力関係の構築に努めます。また、病気等により急迫した状態にある方及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については生活保護の適用を行います。

○ 入院・診察協力料支給事業

医療機関が要保護者であるホームレス等の入院等を受け入れた場合には、生活保護を適用するとともに、円滑に受け入れを行っていただくため協力料を支払う事業を実施し、受診機会の確保に努めます。

¹⁴社会福祉法に基づき、届出を行った医療機関において生計困難者のために無料または低額で診療を行う事業をいいます。

○ 緊急ベッド確保事業

満床等の理由でホームレス等の受け入れが困難となる場合に備え、あらかじめ契約した医療機関のベッドを借り上げる事業を実施し、緊急の入院に備えます。

○ 生活用品支給事業

要保護者であって、日用品を購入することができないホームレス等が入院した場合は、必要な日用品（歯ブラシ、タオル等）を支給する事業を実施し、入院生活に困らないよう支援します。

(エ) こころのケア

○ 福祉部門と保健部門が連携し、精神障害等何らかの障害等があるホームレスの相談に対応するとともに、医療機関への受診等、専門機関につなぐよう支援します。

○ また、自立支援事業や更生施設の利用者等で精神面の個別支援が必要な方に対するこころのケアを推進するとともに、アルコールやギャンブル等への依存などへの対応にあたっては、専門的治療が必要となることから、医療機関等との連携を図ります。

(オ) 保健と福祉の連携

○ 平成 30 (2018) 年度から、これまでも行われていた保健と福祉の連携について、一体的に進める施策等の連携を強化するために、両部門を総括する保健福祉センターが設置されました。

(4) 相談・援護

ア 現状と課題

(ア) 平成 28 (2016) 年生活実態調査の結果からは、健康上の不安、食事や居住環境についての悩み、あるいは就労先の確保など深刻な悩みや葛藤を抱えて生活しているホームレスが少なくありません。しかし、多くの場合、家族等との関係が疎遠である上、地域社会からも孤立しているため、身近なところに親身に相談できる人がいないのが現状です。

(イ) また、どこへ行けばどのような相談が可能で、どのような情報が得られるのかといった、利用可能な社会資源や各種施策についての情報入手が困難なことから、ホームレス自身から課題の解決に向けた行動を起こすことが難しいのが

実態です。

したがって、福祉事務所において各種相談に応じることに加え、ホームレスが起居する場所に赴いて相談を行うなど、行政の側からの能動的な対応が必要となります。とりわけ、平成 28（2016）年生活実態調査で明らかとなったように、高齢者の割合も高まっており、また、「今のままでいい」と考えるホームレスの割合が多い現状を踏まえると、起居先への巡回相談は今後とも重要であると考えています。

- (ウ) ホームレスの中には、長引く野宿生活の中で健康を害する方も少なくありません。こうした方に対しては適切な治療により健康を回復できるよう相談や助言を行うとともに、要保護者について生活保護を適用して必要な治療を行う必要があります。

路上生活が長期化し、高齢化したホームレスを支援するため、保健師、看護師資格を有する自立支援健康相談員が福祉事務所の保護援護生活相談員とともに市内を巡回して行う、健康相談、健康チェック及び療養指導を引き続き実施します。

- (エ) ホームレス数は大きく減少していますが、路上に残っている人の中に、精神的な何らかの障害があると思われる方が一定の割合含まれ、巡回相談の実施については、そうした人たちへの対応が難しい状況です。

この点については、平成 26（2014）年度にホームレス等を支援する団体により実施された調査¹⁵においても、調査対象のホームレスのうち、知的障害の有病率は 34.2%であり、精神疾患の有病率は 42.1%、さらに両方を組み合わせた有病率は 15.8%という結果が報告されています。

支援に当たっては、必要に応じて保健センターや精神保健福祉センターなど関係機関と連携して適切な対応に努めるほか、自立支援事業の利用者の中にも同様の状況が見られるため、精神保健福祉士の資格を有する支援員を配置するなど、相談に応じられる体制づくりを進めてきたところです。

- (オ) ホームレスの中には、債務の問題を抱えている方も少なくありません。今後、引き続き債務問題の解決を支援していく必要があります。

- (カ) 本人の状態等により目指す自立の姿は多様なものとなります。相談の場面においても、できるだけ早い段階で本人の状態等を的確に把握し、柔軟に自立に向けた支援の方向性を検討することが重要となります。

¹⁵ 「名古屋地区のホームレスにおける精神障害・知的障害の有病率に関する調査」（平成 26（2014）年 11 月 2 日実施）

自立に向けた支援にあたっては、本人の状態等を踏まえ、最適と考えられる手法を選択し提案することが行政の役割ですが、本人の意向を尊重し、同意を得ながら支援方針を決定することが基本となります。

(キ) 住まいを失い、終夜営業店舗や知人宅を転々とする方など、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方がリーマン・ショックを契機に増加しており、その中には稼働年齢層も多く含まれていますが、ホームレスの支援を行うにあたっては、これらの方への支援も併せて行っていく必要があります。景気変動や社会構造の変化等により生じるこうした問題については、国において様々な対策が講じられています。個々の事例においては、福祉事務所や名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターにて、ホームレス自立支援施策や生活保護制度、関連する他法・他施策の活用についての相談に対応していくことで、「自立」と持続可能な社会生活への「定着」を目指し、総合的な支援を進めていく必要があります。

(ク) リーマン・ショックを契機に、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある状態から生活保護で居宅生活に移行した方の数は、就労自立して居宅を確保した方の数を大きく上回っており、第3期計画期間中においても本市のホームレス自立支援の取り組みの中で、生活保護が果たした役割はきわめて大きなものとなりました。

ホームレス等の状態から居宅保護となった方のほとんどが居宅生活を維持できている一方で、居宅生活を維持できず、保護開始から2年以内に失踪等で再び住居を失う状況があります。これらの方が居宅生活を維持できなかった背景として、金銭管理の失敗、無計画な行動による家賃滞納、意欲の欠如や孤独・孤立などが背景として指摘されています。今後は、生活保護による居宅生活の継続性を高めていくため、現在も実施しているアフターフォローの取り組みを推進していくことが重要となります。

イ 具体的な施策・事業

(ア) 福祉事務所における相談・援護

- 福祉事務所は、ホームレス等からの包括的な相談窓口であると同時に、相談結果に基づき必要な措置を行う権限を有する機関です。ホームレス等に対する支援の方向性は福祉事務所における相談で決まるものであり、その重要性については職員が十分認識する必要があります。
- こうしたことから、面接、相談に従事する職員等に対して、引き続き研修の充実に努め、適切な支援の方向性を決定するために必要な様々な知識の修得・

蓄積とともに、状況の把握、心情の理解など相談の質を高めるための技術、能力の向上や人権感覚の育成を図ります。

- 福祉事務所では、生活保護制度やホームレス自立支援施策等について十分な説明を行った上で、次のとおり相談内容及び相談者の状況等に応じて柔軟に自立を支援します。なお、ホームレス等の中には、各種制度や支援の再利用を繰り返す方がいます。相談にあたっては、そうした状況に至った経緯や背景の把握に努め、制度や施策の趣旨が個々の支援の中で十分活かされるよう、本人の自立への理解促進と意欲の喚起に努めます。

- i 体調を崩して相談に来たホームレス等で要保護状態にある方については、医療機関に受診していただき、必要に応じて通院、入院など適切な医療扶助が受けられるよう支援します。また、要保護状態にあるホームレス等が緊急搬送された場合には、医療機関等と密接な連携を図りながら迅速に生活保護の適用を行います。

なお、医療機関での治療が終了した後も、再度野宿にすることがないように、個々の状況等に応じ以下の ii～iiiのいずれかの方向で支援を行います。

- ii ホームレス等の状態からの脱却を求めて相談に来た方については、心身の状態等を踏まえつつ、適切と考えられる支援策についてよく説明を行い、支援の方向性を決定します。支援の方向性を決定するにあたっての基本的な考え方は次のとおりですが、本人の意向を十分尊重しながら進めます。

- ① 就労意欲と稼働能力がある方については、「就労による自立」を目指すことを基本とします。これらの方については自立支援事業の利用ができることから、事業内容について十分な説明を行います。

また、自立支援事業においては、個々の能力や課題に応じた多様な自立も視野に入れた支援を行うことにより、就労意欲や稼働能力について課題がある方でも、支援期間内に意欲の向上や稼働能力の回復が見込まれる場合には、本人の意向に基づいて自立支援事業を利用していただきます。

- ② 就労意欲はあるものの、年齢や心身の状態等から就労自立が困難と考えられ、要保護状態にある方については、生活保護の適用による自立を基本とします。この場合、生活保護の要否判定及び居宅生活の可否の判定のため、原則として一時保護所への入所の手続きを進めます。また、年齢や性別に応じて老人ホームや婦人保護施設等への入所も検討します。

- ③ 生活保護の要否判定のために一時保護所（当該機能を代替する施設を含む。以下本項において同じ。）に入所した方で、直ちに居宅生活が可能と判

定された要保護状態にある方については、敷金等の支給を含め速やかに生活保護を適用して居宅生活への移行を図ります。

金銭管理能力や日常生活能力等から、直ちに居宅生活に移行することが困難と判定された方は、更生施設への入所手続きを進め、そこで居宅生活への円滑な移行のために個々の状況に応じて、日常生活指導や療養指導など必要な支援を行います。

身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者が入所する更生施設を市内2か所で運営します。(笹島寮(平成31(2019)年度定員60人、中村区)、植田寮(平成31(2019)年度定員112人、天白区))なお、笹島寮は原則65歳未満で今後就労による自立の可能性が高い方を、植田寮はそれ以外の方を対象としています。

また、住居のない要保護世帯等に対して、宿所を提供し、相談・指導等を行う宿所提供施設を市内1か所で運営します。(熱田荘(平成31(2019)年度定員27世帯、熱田区))

- ④ 生活保護の要否判定のために一時保護所に入所した方で、居宅生活が困難と判定された方については、その状態に応じて保護施設である救護施設や他法施設である老人ホーム等への入所を検討します。

なお、身体上又は精神上著しい障害があるため日常生活を営むことが困難な要保護者が入所する救護施設を市内2か所で運営します。

(厚生院(平成31(2019)年度定員80人、名東区)、植田寮(平成31(2019)年度定員108人、天白区))

- iii 緊急宿泊援護などの一時的な援護や物質的な援護を求めて相談に来る方については、必要に応じて適切な援護を行うとともに、その相談を自立に向けた支援の契機として捉え、必要な助言や指導を合わせて行うことを基本とします。

(イ) 巡回相談事業

- 福祉制度や施策の運用について知識と経験を有する保護援護生活相談員を福祉事務所に配置し、市内を巡回してホームレスの生活実態把握に努め、必要に応じて自立に向けた支援施策についての説明・相談を実施します。また、自立支援健康相談員と同行する場合、健康相談等に協力するとともに、適宜、医療機関への受診等を勧めるなど具体的な施策につなぎます。
- 野宿生活期間が長期間に及んでいるホームレスに対しては、健康をはじめとする生活ニーズの把握に努め、継続的で粘り強い巡回相談活動により、野宿生活が限界となる前に適切に施策等につなぐよう支援の充実に努めます。また、野宿生活期間が長期化すると脱却が困難になることから、できる限り

早期の段階で自立に向けた取り組みにつながるよう関係機関で連携して支援に努めます。

- なお、小屋を持たないホームレスが増えるに従い、巡回相談によっても接触が困難な方の割合が増えています。これらの方についてもNPO、ボランティア団体が実施する炊き出しなどに足を運ぶ例は多いと考えられることから、ニーズの把握や支援施策への案内、周知等の観点から、NPOやボランティア団体の活動との連携のあり方について検討を行います。

(ウ) 一時保護事業（一時保護所）

- 生活保護適用の要否判定及び居宅生活の可否の判定等を行うため、一定期間（原則2週間）ホームレス等に入所していただき、宿所と食事を提供する一時保護事業（「一時保護所」＝平成31（2019）年度定員50人）を熱田区内で引き続き運営します。
- 一時保護所における上記判定等において、福祉事務所が決定した援助方針について意見がある場合は、福祉事務所とも協議の上で、理由を付して福祉事務所に伝えます。
- また、利用者が円滑に居宅生活に移行し、その後の地域生活を安定して継続できるよう、住宅確保等の個別支援機能を強化するとともに、日常生活、社会生活上の課題把握のためのアセスメント機能の充実を図ります。

(エ) 債務問題等への対応

債務問題などホームレス等が抱える法律上の諸問題について、弁護士と相談を行う機会を提供するため、日本司法支援センター（法テラス）等の関係機関と連携し、問題解決に向けた支援を行います。

(オ) 緊急宿泊援護事業

- ホームレス自立支援施設の利用を希望される方などが定員の関係等ですぐに入所できない場合、その間の宿泊場所を確保するため、本市が契約した簡易宿所に緊急的に宿泊していただく事業（緊急宿泊援護事業）を実施します。

(カ) 福祉等の援護による自立者へのアフターフォロー

- 住居のない状態から生活保護で居宅生活に移行したのち、失踪等を防止し地域での生活の定着を進めるため、ケースワーカーによる的確な生活状況の把握に努め、個々の課題に応じて適時適切に援助方針を策定し継続的な訪問活動を行います。

- また、一時保護事業を利用し居宅生活に移行したホームレス等のうち定着支援が必要な方を対象に、年齢等の特性も踏まえ、見守りを中心に家計管理や日常生活管理、社会参加・地域参加の支援等を行うアフターフォローについては、より充実を図りつつ、今後も実施していきます。

(キ) 仕事・暮らし自立サポートセンターにおける相談

- 平成 27 (2015) 年度に始まった「生活困窮者自立支援制度」における相談と支援を一体的に実施する拠点として、名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を市内 3 か所に開設しており、住居を失うおそれのある方など生活困窮者からの相談に対応しています。

サポートセンターでは、住居確保給付金の支給や、家計改善支援事業、就労準備支援事業など生活困窮者自立支援法の各事業に加えて、緊急食糧支援や弁護士による法律問題相談など様々なメニューを相談者の状況に応じて組み合わせながら支援を行います。

(5) 人権の擁護と尊重

ア 現状と課題

- (ア) ホームレスの人権侵害につながる暴行事件や嫌がらせなどの事例については、平成 28 (2016) 年生活実態調査の結果によると、通行人や近隣住民からの被害を訴える回答が、前回調査時（平成 24 (2012) 年 1 月）と同様に依然として一定数認められます。

- (イ) ホームレスが自立し、地域社会の一員として社会生活を送ることができるよう、住まい、就労、福祉、医療などの面で必要な取り組みを行うとともに、引き続き、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消するため、市民の人権意識の高揚を図ることが大切です。

- (ウ) 本市では、「新なごや人権施策推進プラン（改訂版）」においてホームレスの人権に関する問題を取り上げ、「人権」という視点から施策を総合的に推進することとしています。

イ 具体的な施策・事業

(ア) 人権教育・人権啓発の推進

あらゆる差別や偏見をなくし、市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、主体的に行動することができるよう、多様な機会や場を通じて人権教育・人権啓発を推進します。

(イ) ホームレスの人権擁護

ホームレスに対する暴力、嫌がらせ等の人権侵害を通報等により認知した場合は、国、県、関係機関等との連携により、適切な解決を図ります。

(ウ) 人権尊重の視点に立った施策等の推進

相談・援護機関における対応をはじめ、自立支援関係施設の運営、その他ホームレス等の自立支援の取り組みにあたっては、福祉事務所職員や自立支援関係施設等の職員が常に人権尊重の視点から施策、事業を推進することが求められます。

これまでも、福祉事務所での面接、相談に従事する職員等に対する研修の充実に努めることで、知識・技術の修得・蓄積、資質技術・能力の向上、人権感覚の育成を図ってきましたが、福祉事務所職員だけに限らず、自立支援関係施設等の職員も含めすべての職員についても、こうした取り組みに努めていきます。

(6) 地域における生活環境の維持・改善

ア 現状と課題

(ア) 平成 30 (2018) 年 1 月の概数調査における市内のホームレス数は 167 人であり、最高を記録した平成 15 (2003) 年 1 月の 1,788 人の 9.3%にまで減少しています。

ただし、全国的に見ると、政令指定都市、特別区部の中ではなお東京都 (23 区)、大阪市、横浜市、川崎市及び福岡市に次ぐ人数となっており、ホームレスに関する問題はまだ解決の途上にあるといえます。

起居場所としては「公園」64 人、「河川」17 人、「道路」16 人、「その他」70 人であり、「公園」の割合が平成 15 (2003) 年当時と比べて約 1/2 に減少 (⑭66.3%→㉑38.3%) する一方、「その他」の割合は約 4 倍 (⑭7.0%→㉑26.3%) に増えており、こうした方への支援が必要となっています。

「その他」の大半は地下街や繁華街の通路等で起居する非定住型のホームレスです。

(イ) ホームレス数は減少していますが、市民からは、公園等の公共的施設の管理者 (以下「公園等管理者」という。) に対して、公園等を適正に利用できないことで苦情や相談の声が寄せられています。また、ごみの堆積や散乱があると、第三者による新たな不法投棄を招くなど、一部では地域社会とのあつれきや摩

擦を生じる状況があり、早急な事態の解消が必要です。

(ウ) 公園等の公共的施設は、その設置目的に沿って適正に管理運営がなされなければなりません。その施設を適正に利用できない状況があるときには、ホームレスの個々の状況と人権に十分配慮しつつ、自立の支援等に関する制度・施策を周知することにより、自立支援施策や福祉等の援護につなぐよう支援を行うことで、公園等の公共的施設の機能が発揮されるよう改善する必要があります。

(エ) また、公園等の公共的施設に起居するホームレスへの指導や働きかけにより自立支援施策や福祉等の援護につなぐことができて、施設等での生活を途中でやめたり、居宅保護に移行しても継続できず再野宿化してしまったりする例があります。こうした場合は、再び自立支援施策等につなぐことが困難なことも多く、指導や働きかけの初期段階から、本人の意向等の十分な把握と自立意欲の醸成を図るための方策を講じる必要があるとともに、アフターフォローによる適切な助言も重要と考えています。

イ 具体的な施策・事業

(ア) 公共的施設の適正利用の指導

- 公園等管理者は、定期的に施設を巡回する中で、荷物やテント等を常置するなど公園等に起居するホームレスの把握に努めます。
- 起居等により施設が適正に利用できないときは、ホームレスの人権に十分配慮しつつ、適正利用につながる指導や働きかけを行います。
- この場合、巡回相談員をはじめ福祉事務所等との連絡調整を十分に図り、個々の状況と本人の意向を確認して、自立支援施策や福祉等の援護につなぐよう支援を行います。
- また、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方に対しても、施設を巡回する中で声掛けに努めるなど、できるだけ早期の段階から個々の状況を把握し、本人の意向を確認して自立支援施策や福祉等の援護につなぐよう支援を行います。
- 高架構造物等周辺施設（高速道路等）に関係した事案の場合、当該施設の管理者と連携して、適正利用につながる指導や働きかけを行います。
- 施設内のごみ清掃について、関係機関が一体となって地域全体の問題としてとらえ、連携して環境美化活動として対応します。

(イ) 公共的施設の機能回復と保全

公園等管理者は、当該施設がホームレスの起居等により適正に利用できないときは、福祉事務所等と十分な連携を図り、個々の状況と本人の意向を確認し、自立支援施策や福祉等の援護に確実につなぐことにより、施設からの退去や物件の撤去を促し、施設の機能回復や保全を図ります。なお、必要な場合には、法令に基づく監督処分等の対応をとることとします。

(ウ) ホームレスへのアフターフォロー

公園等管理者がホームレスを自立支援施策や福祉等の援護につないだ後においては、福祉事務所等は、公園等管理者と連携し、必要に応じ適切な助言を行うなど定着のための支援により、再野宿化の防止に努めます。

(7) 民間団体等との連携・地域福祉

ア 現状と課題

(ア) ホームレス等に対する自立支援施策には、住宅や就労機会の確保など、関連する他の施策や、国や県あるいは関係団体との連携が不可欠です。また、自立定着のための支援にはアフターフォローなどの個別支援や、つながり・支えあいといった地域支援において、NPO・ボランティア団体、社会福祉協議会などの参画が不可欠な取り組みが多くあり、関係団体等と密接な連携を図る必要があります。

(イ) 国や県、あるいは関係団体との連携は、定期的な情報交換や施策の実施を通して概ね良好に図られていると考えています。一方、NPO・ボランティア団体など民間団体との間では、各種事業や会議を通して連携を進めていますが、十分とはいえない状況です。

(ウ) こうした中、ホームレスでは非定住型の割合が増加するとともに、ホームレスとなることを余儀なくされる状況が顕在化し、従来のアウトリーチによる相談・支援が届きづらいケースが増加しています。

今後、自立支援施策の実効性を高めていく上で、ホームレス等の支援に経験とノウハウを取り入れるため、民間団体等との協働体制の構築は検討課題の一つであると考えています。

(エ) ホームレス等が居宅生活に移行しても、金銭管理の失敗、意欲の減退、地域での孤立や孤独等により再び住居を失ってしまう場合が少なくありません。居宅生活を定着させるために、個々の状況に応じた多面的なアフターフォローの必要性が国の第4期基本方針においても指摘されていることから、今後は、ア

フターフォローの取り組みの一層の充実を図っていくことが重要であると考えています。

(オ) 核家族化の進行や地域住民相互のつながりの希薄化により、家族や地域のセーフティネットが十分に機能しなくなっており、様々なリスクにより、人々が社会の中で孤立に追いやられる危険性が指摘されています。新たなホームレスを生まないよう、また、自立した方が再びホームレス化することがないよう、地域福祉の推進を図ることが重要な課題となっています。

イ 具体的な施策・事業

(ア) 住まいの分野での連携

住まいの確保については、住宅セーフティネット法に規定する名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会の枠組みと連携するなどし、低廉な家賃の住宅などの情報収集等について、引き続き民間の賃貸住宅管理者団体等との連携を図るとともに、ホームレス等を対象として、住宅確保や入居後の見守り、生活相談を行っている民間住宅経営者を中心とする団体との連携を推進します。また、県と連携して引き続き県営住宅への優先入居を進めます。

また、住居を失った生活困窮者に対して一時的な宿泊場所の提供等を行うため、生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業として実施される緊急・一時宿泊支援事業とも連携を図ります。

(イ) 就労の分野での連携

就労機会の確保については、国、県及び経済団体等と連携して定期的に連絡会議を開催し、情報の共有化を図るとともに施策への協力を求めていきます。

また、就職支援ナビゲーターの派遣や再就職カウンセリング事業など国、県が行う様々な事業と連携して就労機会の確保に努めます。さらに、中間的就労の場の確保等を進めるにあたっては、NPO等の民間団体との連携を図ります。

(ウ) 相談・援護の分野での連携

相談・援護については、従来のアウトリーチによるアプローチが困難な状況にあるホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方について、的確なニーズ把握と適切な対応を図るために、実態調査の実施を検討します。また、ホームレス等への相談・支援活動に取り組むNPOやボランティア団体等との連携を推進し、協働体制の構築を図ります。

(エ) アフターフォロー事業での連携

- 福祉等の援護により自立した方へのアフターフォローを実施するにあたっては、ホームレス等の自立・定着支援に経験、実績のあるNPO・ボランティア団体など民間団体の人材やノウハウを活かす取り組みを進めます。
- この場合、多面的・個別的な支援の充実を図るために、民間団体に対し、各種福祉制度をはじめ様々な横断的領域の知識修得や情報獲得に向け、研修等において協力を進めるとともに、民間団体において蓄積された事例やノウハウについても、研修等を通じて本市の相談・援護従事者等に還元するなど、人材育成の面でも民間団体との連携・協働を進めます。

(オ) 地域の安全確保等での連携

- 地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るため、ホームレスの人権に配慮しつつ、地域社会の理解と協力を得て警察等の関係機関との連携を図ります。
- また、洪水等の災害により被害のおそれのあるホームレスに対しては、起居する場所を管理する国、県など関係機関と連携してその安全確保に努めます。

(カ) 地域福祉

- 自立後、地域で安定した生活を継続するためには、地域社会とのつながりや居場所を確保することが重要であり、ケースワーカーによる訪問活動やアフターフォローなど自立後の個別支援の中で、本人の状況や意向を踏まえて地域との接点を見つけ、身近な社会資源や地域支援につなぐよう努めます。
- また、地域活動やボランティア活動、軽易な就労の場など、他人の役に立つ実感を得られる機会や場への参加を促進することや、様々な生活課題を抱えた方を地域全体で見守り、支えあう風土を醸成するなど、自立者が地域で安定した生活を続けられるよう、地域福祉の推進を図ります。
- ホームレス等の自立と地域生活の維持・定着を図るため、行政をはじめ社会福祉協議会、アフターフォローの実施団体、ホームレス自立支援関係施設、NPO・ボランティア団体等で構成する連絡会議を設置し、定期的な情報・意見交換を行い、連携促進を図ります。

参 考 資 料

(目 次)

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法・・・・・・・・・・	1
(平成 14 年法律第 105 号)	
ホームレスの自立の支援等に関する基本方針・・・・・・・・・・	3
(平成 30 年 7 月 31 日厚生労働省・国土交通省告示第 2 号)	
第 4 期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画 の策定体制・・・・・・・・・・	23
名古屋市ホームレス援護施策推進本部規程・・・・・・・・・・	24
名古屋市ホームレス援護施策推進本部事務局・・・・・・・・・・	29
「第 4 期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計 画」ワーキングチーム作業班・・・・・・・・・・	30
第 4 期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画 アドバイザー懇談会構成員名簿・・・・・・・・・・	31
第 4 期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画 の策定に関するアドバイザー懇談会設置要綱・・・・・・・・・・	32
第 4 期実施計画策定までの経過・・・・・・・・・・	33
第 4 期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画の概要・・・・・・・・	37
(※今後収録予定)	

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条）
- 第 2 章 基本方針及び実施計画（第 8 条・第 9 条）
- 第 3 章 財政上の措置等（第 10 条・第 11 条）
- 第 4 章 民間団体の能力の活用等（第 12 条－第 14 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

（ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

第 3 条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
- (2) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生

活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

- 2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

（ホームレスの自立への努力）

第 4 条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

（国の責務）

第 5 条 国は、第 3 条第 1 項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（地方公共団体の責務）

第 6 条 地方公共団体は、第 3 条第 1 項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（国民の協力）

第 7 条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第 2 章 基本方針及び実施計画

（基本方針）

第 8 条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第 14 条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- (1) ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- (2) ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
- (3) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
- (4) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に

関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

(5) ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第9条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第1項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第3章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第10条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第11条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第4章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第12条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第13条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たって

は、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第14条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から起算して25年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後5年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
(平成30年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第2号)

目次

- 第1 はじめに
- 第2 ホームレスに関する現状
 - 1 ホームレスの現状
 - 2 ホームレス自立支援施策の現状
- 第3 ホームレス自立支援施策の推進
 - 1 基本的な考え方
 - 2 各課題に対する取組方針
 - 3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針
 - 4 総合的かつ効果的な推進体制等
 - 5 基本方針のフォローアップ及び見直し
- 第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針
 - 1 手続についての指針
 - 2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針
 - 3 その他

第1 はじめに

ホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進は、平成14年8月に成立したホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）に基づき実施している。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国及び地方公共団体の責務として、当該目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付けている。国においては、平成15年、19年及び24年に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）を踏まえ、平成15年7月、20年7月及び25年7月にホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定し、地方公共団体においては、この基本方針等に即して、必要に応じ、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しホームレスの自立の支援等を行ってきたところである。

こうした中、平成30年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）によれば、路上等におけるホームレスの数については、全国で4,977人が確認され、平成15年1月に実施された同全国調査の時点から20,319人減少しており、これまでのホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進等により、その数は大幅に減少してきている。

一方で、平成28年10月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）によれば、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化が一層進んでいる傾向にあることが認められたところであり、このような路上等のホームレスの背後には、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする

等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層が存在するものと考えられる。

このような状況の下、平成29年6月には、15年間の限時法であった法の期限がさらに10年間延長されたことにより、引き続き法に基づく基本方針を策定し、総合的な施策の推進を図ることとなった。

また、平成27年4月に、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「困窮者支援法」という。）が施行された。

ホームレスの自立に必要な就業の機会の確保等の総合的な支援については、引き続き、法に基づき実施することとした上で、ホームレス自立支援施策のうち福祉の観点から実施している、困窮者支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）、同条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給、同条第6項に規定する生活困窮者一時生活支援事業（以下「一時生活支援事業」という。）等については、法の趣旨・理念を踏まえつつ、困窮者支援法に基づき実施している。

困窮者支援法は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の生活保護受給者以外に対して包括的かつ早期の支援を提供するものであることから、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者も含めて広くその対象となるものである。生活保護が必要な者には、確実に生活保護を適用しつつ、生活保護の受給により居住場所等の確保に至る間、又は就労等による自立や地域において日常生活が継続可能となるまでの間は、困窮者支援法による一時生活支援事業をはじめとした就労や心身の状況、地域社会からの孤立の状況などに応じた包括的かつ早期の支援が必要である。

本基本方針は、法の趣旨、平成28年に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）で把握された高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化等のホームレスの状況の変化、ホームレス自立支援施策の実施状況等を踏まえつつ、困窮者支援法に基づく支援が、今後もよりその効果を発揮するために、ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針を国民、地方公共団体及び関係団体に対し明示するものである。また、地方公共団体において実施計画を策定する際の指針を示すこと等により、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的かつ計画的に実施され、もってホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に関する問題の解決が図られることを目指すものである。

第2 ホームレスに関する現状

1 ホームレスの現状

国は全国のホームレスの数及び生活実態を把握するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの数については平成15年より、年1回、全ての市町村（特別区を含む。以下同じ。）を対象にした概数調査（以下単に「概数調査」という。）を、生

活実態については、平成15年、19年、24年及び28年の概ね5年毎に抽出による全国調査（以下「生活実態調査」という。）を、それぞれ実施している。

(1) ホームレスの数

ホームレスの数については、平成30年概数調査によれば、4,977人となっており（ただし、福島県内の2町については東日本大震災の影響により未実施）、平成15年概数調査の25,296人と比べて、20,319人（80.3%）減少している。ホームレスの数を都道府県別にみると、東京都で1,242人（平成15年概数調査においては、6,361人）、次いで大阪府が1,110人（同7,757人）となっており、この両都府において全国の約半数を占めている。さらに、市区町村別では、全1,741市区町村のうち300市区町村でホームレスが確認され、このうち、ホームレスの数が500人以上であったのは1自治体（平成24年概数調査においては3自治体）、100人以上であったのは7自治体（同16自治体）であるのに対し、10人未満であったのは228自治体（同319自治体）と、全体の約4分の3を占めている。

(2) ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態については、平成28年生活実態調査として、東京都特別区、政令指定都市（熊本市を除く。）及び平成28年概数調査において30人以上のホームレスが確認された市において、全体で約1,400人を対象に個別面接調査を行った。

① 年齢

ホームレスの平均年齢は61.5歳（平成24年生活実態調査では、調査客体数が異なるものの、平均年齢は59.3歳）であり、また、年齢分布については65歳以上が42.8%（同29.0%）となっており、ホームレスの高齢化がより一層進んでいる。

② 路上（野宿）生活の状況

(ア) 生活の場所については、生活の場所が定まっている者が77.5%であり、このうち、「公園」が33.0%、「河川」が26.3%となっている。

(イ) 路上（野宿）生活期間については、3年未満が34.4%であるのに対し、5年以上は55.1%（10年以上は34.6%）となっている。これを年齢階層別にみると、年齢が上がるに伴い路上（野宿）生活期間が長くなる傾向にあり、65歳以上では10年以上の者が43.1%となっている。また、路上（野宿）生活の期間と今後希望する生活との関係をみると、路上（野宿）生活期間が長くなるほど、「今のままでいい」と回答した者の割合が高くなる傾向にあり、路上（野宿）生活期間が3年以上の者では、その割合は44.2%となっている。

一方、今回の調査における路上（野宿）生活期間が1年未満である者の45.9%が、5年以上前に初めて路上（野宿）生活をしており、路上と屋根のある場所との行き来を繰り返している層の存在が増加している。

寝場所は、3年を境に、路上（野宿）生活期間が長いほど一定の場所に決まっている割合が高いう傾向にあり、具体的な寝場所としては、公園が全般に多いが、5年以上の者では河川が多くなる傾向にある。

(ウ) 仕事については、全体の55.6%が仕事をしており、その内容は「廃品回収」が70.8%を占めている。仕事による平均的な収入月額については、3万円以上5万円未満が

33.6%と最も多く、次いで1万円以上3万円未満が30.7%となっており、平均収入月額約3.8万円となっている。これを年齢階層別にみると、65歳以上の者であっても53.8%が収入のある仕事をしている。年齢が上がるに伴い路上（野宿）生活期間が長くなる傾向は、このように、路上等で仕事をし、一定の収入を得ながら生活ができていること、一定の場所に決まって起居していることで生活が一定程度安定していること等もその背景にあるものと考えられる。

③ 路上（野宿）生活までのいきさつ

路上（野宿）生活の直前の職業については、建設業関係の仕事が48.2%、製造業関係の仕事が13.0%を占めており、雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」（以下「常勤職」という。）が40.4%と大きな割合を占め、「日雇」が26.7%、「臨時・パート・アルバイト」が24.1%となっている。また、路上（野宿）生活に至った理由としては、「仕事が減った」が26.8%、「倒産・失業」が26.1%、「人間関係がうまくいかなくて、仕事を辞めた」が17.1%となっている。

若年層（45歳未満の者をいう。以下同じ。）についてこれらの状況をみると、路上（野宿）生活の直前の雇用形態は、常勤職が他の年齢層と比べて少なくなっており、35歳未満の層では常勤職が20.0%となっている。最も長く就業していた業種も、サービス業が最も多く25.9%となっており、建設業や製造業の常勤職又は「日雇」の多い高齢層とは異なる状況が認められる。また、路上（野宿）生活に至った理由としては、「倒産や失業」が37.0%、「人間関係がうまくいかなくて、仕事を辞めた」が25.9%、「家庭内のいざこざ」が25.9%、「アパート等の家賃が払えなくなった」が14.8%となっており、労働環境の変化や家庭内の人間関係等の多様な問題が重なり合っていることが特徴としてあげられる。

④ 健康状態

現在の健康状態については、「悪い」と答えた者が27.1%であり、このうち治療等を受けていない者が60.9%となっている。具体的な自覚症状については、「歯が悪い」が24.9%、「腰痛」が24.1%となっている。なお、「よく眠れない日が続いた」が15.0%、「2週間以上毎日のように落ち込んでいた時期があった」が4.7%となっており、うつ病等の精神疾患を有すると考えられる層も一定程度みられた。

⑤ 福祉制度等の利用状況

(7) 福祉制度の利用状況については、巡回相談員に会ったことがある者は89.8%であり、このうち相談をしたことがある者は46.9%となっている。

また、ホームレス緊急一時宿泊施設を知っている者は70.2%であり、このうち当該施設を利用したことがある者は20.6%、ホームレス自立支援施設を知っている者は73.2%であり、このうち当該施設を利用したことがある者は15.1%となっている。

ホームレス緊急一時宿泊施設及びホームレス自立支援施設の利用者の状況については、若年層が42.4%、利用前の路上（野宿）生活期間では1か月未満の者が70.9%を占めており、高齢層における路上（野宿）生活者が長期化しているのに対して、これらの施設利用者は、若年層や路上（野宿）生活期間が短い

者が多くなっている。

また、過去に、ホームレス自立支援施設の利用経験がある者の退所理由をみると、就労退所が26.6%（「会社の寮、住み込み等による就労退所」が16.3%、「アパートを確保しての就労退所」が10.3%）、生活保護の適用による入院、居宅の確保による退所が8.4%を占めるが、このうち「アパートを確保しての就労退所」している者を年齢階層別でみると、若年層が全体の19.0%を占めている。

さらに、就労退所した後に再び路上（野宿）生活に戻った者については、「仕事の契約期間が満了した」、「周囲とのトラブルや仕事になじめない」など、多面的な要因により路上に戻っている。

- (イ) 民間支援団体による支援の利用経験については、「炊きだし」が最も多く54.5%を占め、次いで「衣類、日用品等の提供」が31.9%となっており、その情報入手経路は、「口コミ」が最も多く46.5%となっている。

⑥ 今後希望する生活について

今後希望する生活としては、「今のままでいい（路上（野宿）生活）」という者が最も多く35.3%となっており、次いで「アパートに住み、就職して自活したい」という者が21.7%、「アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事をみつけない」が12.8%となっている。

年齢層が低いほど「アパートに住み、就職して自活したい」と希望する傾向にあり、年齢層が高いほど「今のままでいい（路上（野宿）生活）」という回答が多く、65歳以上の者では41.1%となっている。

「今のままでいい（路上（野宿）生活）」とする理由については、「今の場所になじんでいる」が32.8%、「アルミ缶、雑誌集めなどの仕事があるので暮らしていける」が27.2%となっている。

また、ホームレス自立支援施設やホームレス緊急一時宿泊施設の利用経験がある者は、住居と仕事を確保し自立を希望する割合が高い傾向にあるのに対し、利用経験がない者は、現在の路上（野宿）生活を維持することを希望する傾向が高い。

⑦ 生活歴

家族との連絡状況については、家族・親族がいる者は73.0%を占めているものの、このうち、平成27年10月から平成28年9月までの1年間に家族・親族との連絡が途絶えている者が78.5%となっている。

また、公的年金の保険料を納付していたことがある者は62.4%であり、金融機関等に借金がある者は14.3%であった。

⑧ 行政や民間団体への要望及び意見

行政や民間団体への要望及び意見としては、住居関連が33.7%と最も多く、次いで仕事関連が28.3%となっている。

2 ホームレス自立支援施策の現状

ホームレス自立支援施策については、公共職業安定所による職業相談や求人開拓、

困窮者支援法に基づく自立相談支援機関や一時生活支援事業を実施する事業者による就労支援や健康相談、保健所等の関係機関と連携した医療の確保、生活保護法による保護等の一般施策を実施している。このほか、特にホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者を対象とした施策として、就労の観点からは、一定期間試行的に民間企業において雇用するトライアル雇用事業、地方公共団体や民間団体等から構成される協議会を活用して就業の機会の確保を図るホームレス就業支援事業、技能の習得や資格の取得等を目的とした日雇労働者等技能講習事業を実施している。

また、平成27年4月の困窮者支援法の施行に伴い、ホームレス自立支援施策のうち福祉の観点から実施していた各事業については、基本的に困窮者支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として実施しており、これらの雇用、保健医療、福祉及び住宅等の各分野にわたる施策を総合的に推進しているところである。

第3 ホームレス自立支援施策の推進

1 基本的な考え方

(1) 最近のホームレスに関する傾向・動向

ホームレスになった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、年齢層によってもその傾向は異なっている。この点、平成28年生活実態調査においては、平成24年生活実態調査と同様に、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化の傾向がより一層顕著となるとともに、路上（野宿）生活を脱却した後、再び路上（野宿）生活に戻ってしまうホームレスの存在や、若年層については、終夜営業の店舗等、屋根のある場所との行き来の中で、路上（野宿）生活の期間が短期間になりやすいといった傾向が確認されたところである。

さらに、民間団体が、ホームレス一時生活支援事業を行う事業者やホームレス支援実施団体を対象として実施した調査研究結果によると、39歳以下では、終夜営業の店舗等を利用しているためアウトリーチが届きにくい者や、65歳以上では、居所確保後の見守りや支援等が必要な者がそれぞれ存在することが確認されたところであり、年代別の課題を考慮した支援も必要である。

(2) 総合的なホームレス自立支援施策の推進

このようなホームレスの実態を十分に踏まえるとともに、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、総合的かつきめ細かなホームレス自立支援施策を講ずる必要がある。

特に、ホームレス自立支援施策は、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本であり、このためには、就業の機会の確保が最も重要であるが、同時に安定した居住の場所が確保され、地域で自立した日常生活が継続可能となる環境づくりも必要である。

その他、保健医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策

を講ずる必要がある。

また、ホームレスに加え、終夜営業の飲食店や知人宅など、屋根のある場所とを行き来する不安定な居住の状況にある者については、困窮者支援法に基づく施策等により確実に支援する必要がある。

(3) 地方公共団体におけるホームレス自立支援施策の推進

地域ごとのホームレスの数の違い等、ホームレス問題は地方公共団体ごとにその状況が大きく異なっており、このような地域の状況を踏まえた施策の推進が必要である。具体的には、ホームレスが多い市町村においては、2の取組方針に掲げる施策のうち地域の実情に応じて必要なものを積極的かつ総合的に実施し、また、ホームレスが少ない市町村においては、2の取組方針を参考としつつ、3の取組方針を踏まえ、広域的な施策の実施や既存施策の活用等により対応する。国は、2の取組方針に掲げる施策に積極的に取り組むとともに、地域の実情を踏まえつつ、ホームレスが少ない地方公共団体も積極的にホームレス自立支援施策に取り組めるよう、その事業の推進に努める。

(4) 困窮者支援法等によるホームレス自立支援施策の更なる推進

困窮者支援法は、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者も含む生活困窮者を対象に、全ての福祉事務所設置自治体が必ず実施することとされている自立相談支援事業を中心に生活保護法、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）等の関連制度と連携し包括的な支援を恒久的に提供するものである。

平成29年6月に法が延長された趣旨に鑑み、今後もホームレス自立支援施策に着実に取り組む観点から、各地域のホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の実情を踏まえ、一時生活支援事業等にも積極的に取り組むことによって、これまで以上に効果を発揮することが求められる。

(5) 各事業を提供する施設

① 生活困窮者・ホームレス自立支援センター

(7) 概要

法の趣旨に基づき、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援することを目的とした施設である。また、困窮者支援法の下では、法に基づくホームレスのみならず、生活困窮者も広く対象とした上で、生活困窮者の相談に応じ、助言等を行うとともに、個々人の状態にあった計画を作成し、就労支援など必要な支援を行う自立相談支援事業と、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所などの日常生活を営むのに必要な便宜を供与する形で、一時生活支援事業を一体的に提供することを目的として運営されるものである。

(4) 名称の変更

これまで、(ア)に規定する機能を有する施設については、「ホームレス自立支援施設」という名称が使用されてきたが、(ア)に規定しているとおり、その支援対象はホームレスに限定されるのではなく、また、施設内におい

て活用されている制度についても、法及び困窮者支援法に基づくものなど複数にわたっていることから、施設の機能の明確化を図るため、本基本方針をもって、その名称を「生活困窮者・ホームレス自立支援センター（以下「自立支援センター」という。）」とすることとする。

② 生活困窮者一時宿泊施設

(7) 概要

法の趣旨に基づき、緊急一時的な宿泊場所を提供する施設である。また、困窮者支援法の下では、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、緊急一時的な宿泊場所として、施設を設置し、又は、旅館やアパート等の一室を借り上げて供与する形で、一時生活支援事業を提供することを目的として運営されるものである。

(4) 名称の変更

これまで、(ア)に規定する機能を有する施設については、「ホームレス緊急一時宿泊施設」という名称が使用されてきたが、(ア)に規定しており、その支援対象はホームレスに限定されるものではなく、また、施設内において活用されている制度についても、法及び困窮者支援法に基づくものなど複数にわたっていることから、施設の機能の明確化を図るため、本基本方針をもって、その名称を「生活困窮者一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）」とすることとする。

2 各課題に対する取組方針

(1) ホームレスの就業の機会の確保について（法第8条第2項第1号関係）

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じた就業ニーズや職業能力を踏まえ、就業の機会の確保を図ることや、安定した雇用の場の確保に努めることなどが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、国及び地方公共団体は、以下のとおり、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体との連携を図り、求人の確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。

- ① ホームレスの雇用の促進を図るためには、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深める必要があり、事業主等に対する啓発活動を行う。
- ② ホームレスの就業の機会を確保するためには、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要であることから、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓やインターネット等を活用した求人情報等の収集に努め、民間団体とも連携を図り、それらの情報についてホームレスへの提供に努める。
- ③ ホームレスの就業ニーズを的確にとらえることができるように、自立支援センター等において、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等を実施する。

また、ホームレスの就職後の職場への定着を図るため、民間団体との連携を進め、必要に応じて、職場定着指導等の援助を行う。

- ④ ホームレスの早期就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業の実施により、ホームレスの新たな職場への円滑な適応を促進する。
- ⑤ ホームレスの就業の機会を確保するためには、地方公共団体や地域の民間団体等が相互に密接な連携を図りつつ対策を講じていくことが重要であることから、これらの団体等で構成される協議会において、ホームレス就業支援事業として、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習、就職支援セミナー等を総合的に実施する。
- ⑥ ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることから、技能の習得や資格の取得等を目的とした技能講習や職業訓練の実施により、ホームレスの職業能力の開発及び向上を図る。
- ⑦ 直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、国及び地方公共団体とNPO、社会福祉法人、消費生活協同組合等の民間団体が連携しながら、段階的に就労支援を行うことが重要である。例えば、生活困窮者就労準備支援事業（以下「就労準備支援事業」という。）を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための支援を含め、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行うとともに、一般就労を前に柔軟な働き方をする必要がある者に対して、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の利用を促す。
- ⑧ ホームレスの就業による自立を支援するためには、NPO等の民間団体との連携を図ることも重要であることから、ホームレスに対する求人情報等の提供や技能講習等の実施に当たり、これらの団体との連携を図る。

(2) 安定した居住の場所の確保について（法第8条第2項第1号関係）

ホームレス自立支援施策は、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で自立して生活できるように支援することが基本であり、ホームレス自立支援事業を通じた就労機会の確保等により、自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、安定した居住の場所を確保するための入居の支援等が必要である。

このため、国、地方公共団体及び民間団体等が連携した上で、以下のとおり、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅及び民間賃貸住宅を通じた施策を講ずることが重要である。

- ① 高齢層の単身者が多いホームレスの実態に鑑み、ホームレス自立支援事業等を通じて就労機会を確保するとともに、日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、地域の住宅事情等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体である地方公共団体において、優先入居の制度の活用等に配慮する。また、地方公共団体において、住宅セーフティネット法に規定する居住支援協議会の

枠組みも活用しつつ、福祉部局と住宅部局との連携を強化する。

② 民間賃貸住宅に関わる団体に対し、以下の事項を要請する。

(7) 自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスが、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう、これらの情報のホームレスへの提供について、自立支援センターや、その他福祉部局との連携を図ること。

(4) ホームレスの大半が家族・親族との連絡が途絶えている実情に鑑み、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において、民間の保証会社等に関する情報の提供について、自立支援センターや、その他福祉部局との連携を図ること。

(ウ) 各会員に対する研修等の場において、法の趣旨等を周知すること。

③ ホームレスのうち、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）に定める住居確保給付金の対象者要件に該当する者に対しては、必要に応じて一時生活支援事業による支援を提供しつつ、誠実かつ熱心に就職活動を行うこと又は就労支援を受けることを条件に、速やかに住居確保給付金の支給を行う。また、路上（野宿）生活に至ることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行うよう努める。

④ シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が日常生活を営むためには、一定期間、訪問による見守りや生活支援等が必要であることから、困窮者支援法第3条第6項第2号に基づく事業（地域居住支援事業）や、住宅セーフティネット法に定める居住支援法人による入居相談・援助や生活支援等による住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。

(3) 保健及び医療の確保について（法第8条第2項第1号関係）

ホームレスに対する保健医療の確保については、個々のホームレスのニーズに応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。このため、都道府県と市町村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔な衛生状態の保持に努めるとともに、疾病の予防、検査、治療等が包括的にできる保健医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要である。

また、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の悪い者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職による医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を実施する。

さらに、ホームレスについては、野宿という過酷な生活により結核を発症する者も少なくない。結核のり患率の高い地域等、特に対策を必要とする地域において、保健所、医療機関、福祉事務所、自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）や、一時生活支援事業を実施する事業者等が密接な連携を図り、以下のような効果的な対策を行うことが必要である。

- ① 自立相談支援機関は、ホームレスの健康対策の推進を図るため、窓口や巡回による相談を通じて、保健所等と連携を図りながら医療機関への受診につなげる。
 - ② 一時生活支援事業を実施する事業者は、健康相談等を行うとともに、必要に応じ、保健所等の関係機関と連携し、ホームレスに対し、健康相談等の医療的な支援を行う。
 - ③ 保健所等は、結核に罹患しているホームレスに対し、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、訪問による服薬対面指導等を実施する。
 - ④ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項に規定する医師及び歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号の無料低額診療事業をいう。以下同じ。）を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、生活保護の適用を行う。
- (4) 生活に関する相談及び指導に関する事項について（法第8条第2項第2号関係）
- ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、個々のホームレスのニーズに応じた対応が必要であり、このようなニーズに的確に応えられるよう、以下のような関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。
- ① 福祉事務所及び自立相談支援機関を中心として、各種相談支援機関、救護施設（生活保護法第38条第2項の救護施設をいう。）等の社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立する。
その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。
 - ② ホームレスは、路上（野宿）生活により健康状態が悪化しているケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合がある。このため、健康相談として身体面のケアだけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても精神保健福祉センターや保健所等と連携して行う。また、巡回相談の実施に当たっては、必要に応じて精神科医や保健師等の専門職の活用を検討する。
 - ③ 各地方公共団体は、NPO、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会及び地域住民との連携による積極的な相談事業を実施し、具体的な相談内容や当該ホームレスの状況に応じて福祉事務所、自立相談支援機関及び公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。
また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。
 - ④ 自立相談支援機関等の相談を受けた機関は、生活相談だけでなく、相談結果に応じてシェルターの利用案内、自立支援センターへの入所指導、その他福祉及

び保健医療施策の活用に関する助言、多重債務問題等の専門的な知識が必要な事例に関して相談対応等を実施する日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条の日本司法支援センターをいう。以下「法テラス」という。）、困窮者支援法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業（以下「家計改善支援事業」という。）を実施する機関等の紹介や具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。

- (5) ホームレス自立支援事業及びホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について（法第8条第2項第2号関係）

① ホームレス自立支援事業について

ホームレス自立支援事業は、困窮者支援法における自立相談支援事業、一時生活支援事業等を一体的に実施しており、ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援することを目的として、以下のような効果的な支援を実施する必要がある。

なお、平成28年生活実態調査において、ホームレス自立支援施設の退所理由をみると、就職による退所が35.7%、生活保護の適用を含む福祉措置による退所が24.4%となっていることから、ホームレス自立支援事業は、ホームレスの就労による自立を支援する事業として一定の効果を上げていると考えられる。

(7) 自立支援センターの入所者に対し、宿所及び食事の提供など、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、定期的な健康診断を行う等必要な保健医療の確保を行う。

(4) 個々のホームレスの状況に応じた自立支援計画の策定等を行い、また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談を行う等、積極的な就労支援を行う。

(9) 必要に応じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけ、一般就労に向けた準備を整えることができるよう、就労準備支援事業を行う。このほか、住民登録、職業あっせん、求人開拓等の就労支援、住居に係る保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。

(E) 自立支援センターの退所者、特にアパート確保による就労退所者に対しては、再度路上生活になることを防ぐため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、就労による退所後においても、必要に応じて自立支援センターで実施している研修等を利用できるよう配慮する。

また、利用期間中に就労できなかった者に対する必要な支援の実施にも努めるとともに、シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が日常生活を営むためには、一定期間、訪問による見守り、生活支援等が必要であることから、困窮者支援法第3条第6項第2号に基づく事業（地域居住支援事業）や、住宅セーフティネット法に定める居住支援法人による入居相談・援助、生活支援等による住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。

(オ) ホームレス自立支援事業の実施主体については、市町村に限ることなく、

- 都道府県も対象としていることから、広域的な事業の展開を図る。また、事業運営については、社会福祉法人への委託を行うなど、民間団体の活用を図る。
- (カ) 国は、ホームレスの自立支援としての効果や利用者への処遇の確保に十分配慮しつつ、地方公共団体が取り組みやすいような事業の推進に努める。
- (キ) 自立支援センター等の設置に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であり、地域住民との調整に十分配慮するとともに、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源を有効に活用することを検討する。

② 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ホームレスになった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、社会生活への不適應、借金による生活破たん、アルコール依存症等の個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。このため、ホームレスの個人的要因を十分に把握しながら、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の状況や年齢に応じ、以下のような効果的な支援を実施する必要がある。

- (ア) 就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進めるなど、各種の就業対策を実施する。

また、直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しては、地方公共団体においてNPO等と連携しながら、就労準備支援事業や就労訓練事業の利用機会の提供や、多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供等を行う。

さらに、自立支援センターの入所者に対しては、職業相談等により、就労による自立を図りながら、それ以外の者に対しては、自立相談支援機関による相談支援により、雇用関連施策と福祉関連施策の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。

- (イ) 医療や福祉等の援助が必要な者については、福祉事務所における各種相談事業等を積極的に行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等の対応の強化を図る。このうち、疾病や高齢により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等の施策を活用することによる対応を図る。

- (ウ) 路上（野宿）生活期間が長期間に及んでいる者に対しては、粘り強い相談活動を通じ、信頼関係の構築を図り必要な支援が利用できるよう努める。

なお、一度ホームレスになり、その期間が長期化した場合、脱却が難しくなるという実態があることを考慮して、できる限り路上（野宿）生活の初期の段階で、巡回相談により自立支援につながるように努めることが必要であり、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の悪い者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職による医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を積極的に実施

する。

- (イ) 若年層のホームレスに対する支援については、近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一般就労が難しい者に対しては、就労訓練事業の利用を促すとともに、NPO等と連携しながら、就労訓練事業の場の推進・充実を図る。
 - (ロ) 女性のホームレスに対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。このほか、ホームレスの特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うものとする。
 - (ハ) 債務や滞納等を抱えているホームレスについては、家計の視点から専門的な情報提供や助言、債務整理等に関する支援（法テラスへの同行支援等）等を行う。
 - (ニ) 上記以外にも、ホームレスは様々な個人的要因が複合的に絡み合った問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。
- (6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援について（法第8条第2項第3号関係）

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としては、一般的には、現に失業状態にある者や日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者が想定される。

これらの者に対しては、ホームレスに対する支援と同様に生活歴・人物像を把握し、性格・特性の理解に努め、それに応じた丁寧な相談の上、就業の機会の確保や雇用の安定化を図ることが必要であり、また、一時生活支援事業による当面の一時的な居住の場所の確保や安定した住居の確保のための相談支援など、路上（野宿）生活にならないような施策を実施することが必要である。

- ① ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域において、それらの者がホームレスとならないよう、国及び地方公共団体は相互の連携を図り、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等の充実強化によって、就業機会の確保や雇用の安定化を図る。
- ② ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の就業の可能性を高めるため、技能講習により、技術革新に対応した新たな技能や複合的な技能を付与する。

また、再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業を実施するほか、就業機会の確保を図るため、ホームレス就業支援事業を実施する。

- ③ 雇用機会の減少に伴う収入の減少により、簡易宿泊所等での生活が困難な者が路上（野宿）生活になることもあるため、一時生活支援事業等による当面の一時的な居住の場所の確保を図る。
- ④ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、自立相

談支援機関等と関係団体が連携しながら、丁寧な巡回相談支援等を実施するとともに、ホームレス就業支援事業等による相談支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、路上（野宿）生活に至ることのないように配慮する。

- ⑤ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対して、路上（野宿）生活に至ることのないように、一定期間、個別訪問による見守りや、継続的かつ安定的な居住の確保等の生活支援を行う地域居住支援事業を実施する。
- (7) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法による保護の実施に関する事項について（法第8条第2項第4号関係）

- ① ホームレスに対し緊急に行うべき援助について

ホームレスの中には、長期の路上（野宿）生活により、栄養状態や健康状態が悪化している場合があり、このような者に対しては医療機関への入院等の対応を緊急に講ずることが必要となってくる。

- (7) 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護に努める。

福祉事務所は、治療後再び路上（野宿）生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。

- (4) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、一時生活支援事業による支援を行うとともに、無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号の無料低額宿泊事業をいう。以下同じ。）を行う施設を活用して適切な支援を行う。
- (5) 福祉事務所、自立相談支援機関及び各種機関における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡する等、早急かつ適切な対応を講ずる。

- ② 生活保護法による保護の実施に関する事項について

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるといえることはない。このような点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

この際、福祉事務所においては、以下の点に留意し、ホームレスの状況に応じた保護を実施する。

- (7) ホームレスの抱える問題（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。
- (4) ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、

家計管理等の必要な支援を行う。

- (ウ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けた就業の機会の確保等の必要な支援を行う。
- (8) ホームレスの人権の擁護に関する事項について（法第8条第2項第4号関係）
基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義国家の基本でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必要である。
- ① ホームレスに対する偏見や差別的意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施する。
 - ② 人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。
 - ③ 一時生活支援事業等の実施により、ホームレスが利用する施設において、利用者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。
- (9) 地域における生活環境の改善に関する事項について（法第8条第2項第4号関係）
都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの人権にも配慮しながら、当該施設の適正な利用を確保するため、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善を図ることが重要である。
- ① 当該施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行う。
 - ② ①のほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。
- また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、福祉部局等と連絡調整し、配慮して対応する。
- (10) 地域における安全の確保等に関する事項について（法第8条第2項第4号関係）
地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、以下のとおり地域安全活動、指導・取締り等を実施していくことが重要である。
- ① パトロール活動の強化により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動を推進する。
 - ② 地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導・取締り等の措置を講ずるとともに警戒活動を強化して再発防止に努める。

- ③ 緊急に保護を必要と認められる者については、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐなど、適切な保護活動を推進する。

(11) ホームレスの自立の支援を行う民間団体との連携に関する事項について（法第8条第2項第5号関係）

ホームレスの自立を支援する上では、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域のNPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会等との以下のような連携が不可欠である。特にNPO及びボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。

- ① 地方公共団体は、ホームレスと身近に接することの多い、NPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会等との定期的な情報交換や意見交換を行う。

また、行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設け、ホームレスに関する各種の問題点について議論し、具体的な対策を講じる。

- ② 地方公共団体は、民間団体等に対して実施計画や施策についての情報提供を行うほか、団体間の調整、団体からの要望に対して行政担当者や専門家による協議を行うなど、各種の支援を行う。

- ③ また、ホームレスに対し、地方公共団体が行う施策について、これらの民間団体に運営委託を行うなど、その能力の積極的な活用を図る。

(12) その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項について（法第8条第2項第6号関係）

- ① 近年、単身世帯の増加や家族形態の変化を含めた社会変容に伴い、失業や病気など、生活に何らかの影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至る危険性をはらんでいる状態にある者の存在が指摘されている。

ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、こうした社会変容に伴う社会的孤立や自尊感情の低下、健康意識の希薄さ等の要因から路上（野宿）生活に至る点は、共通する課題としてとらえる必要がある。

このようなホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、路上（野宿）生活を脱却したホームレスが再度路上（野宿）生活に至ることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第52号）による改正後の社会福祉法の中で規定された地域共生社会の実現に向けた取組を進めることが重要である。

- ② 若年層の中には、不安定な就労を繰り返し、路上（野宿）生活に至る者も少なからずいる。これらの者は、勤労の意義を十分に理解していないこと、キャリア形成に対する意識が低いことなど、様々な要因により、そのような状況に至っていると考えられる。学校教育の段階では、多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成を通じ、とりわけ勤労観や職業観を自ら形成・確立

できるよう、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を推進する。

3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針

ホームレス数が少ない地方公共団体においても、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への支援のニーズは存在するため、ホームレスに対するきめ細かな施策を実施することにより、ホームレスの増加を防止することが重要である。具体的には、地域に根ざしたきめ細かな施策を必要とするホームレス施策は、本来、市町村が中心となって実施すべきであるが、市町村単位でホームレスがほとんどいない場合には、広域市町村圏や都道府県が中心となって、施策を展開することも必要であり、特に、施設の活用については、広域的な視野に立った活用や、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源の活用を検討することが必要である。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 国の役割と連携

国は、ホームレスの自立支援施策に関する制度や施策の企画立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査研究、ホームレス問題やそれに対する各種の施策についての地域住民に対する普及啓発、関係者に対する研修等を行う。

さらに、地方公共団体や関係団体におけるホームレスの自立支援に関する取組を支援するため、各種の情報提供を積極的に行うとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 地方公共団体の役割と連携

都道府県は、本基本方針に即して、市町村におけるホームレス自立支援施策が効果的かつ効率的に実施されるための課題について検討した上で、必要に応じてホームレス自立支援施策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、市町村間の調整への支援、市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に資する情報提供を行う等の支援を行うとともに、必要に応じて、自らが中心となって施策を実施する。

市町村は、本基本方針や都道府県の策定した実施計画に即して、必要に応じてホームレスの自立支援施策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、ホームレスに対する各種相談や自立支援事業等の福祉施策を自ら実施するだけでなく、就労施策や住宅施策等も含めた、ホームレスの状況に応じた個別的かつ総合的な施策を実施するとともに、このような施策の取組状況等について積極的に情報提供を行う。

なお、実施計画を策定しない又は策定過程にある地方公共団体においても、積極的にホームレスの自立支援に向けた施策を実施する。

また、地方公共団体において、ホームレスの自立支援に関する事業を実施する際には、関係団体と十分連携しつつ、その能力の積極的な活用を図る。

(3) 関係団体の役割と連携

ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の生活実態を把握し、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者にとって最も身近な存在であるNPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、社会福祉法人等の民間団体は、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する支援活動において重要な役割を担うとともに、地方公共団体が行うホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する施策に関し、事業の全部又は一部の委託を受けるなど、行政の施策においても重要な役割を担っている。

その際、関係団体は、自らが有する既存の施設や知識、人材等を積極的に活用して事業を行うよう努めるとともに、地方公共団体が自ら実施する事業についても積極的に協力を行うよう努めるものとする。

5 基本方針のフォローアップ及び見直し

本基本方針については、以下のとおり見直しをすることとする。

(1) 本基本方針の適用期間は、この告示の公布の日から起算して5年間とする(ただし、当該期間中に法が失効した場合には、法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。)

(2) 基本方針の見直しに当たっては、適用期間の満了前に基本方針に定めた施策についての政策評価等を行うとともに公表することとする。

なお、この政策評価等を行う場合には、ホームレスの数、路上(野宿)生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき行うとともに、地方公共団体や民間団体が実施した調査等の結果も参考とするものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(3) 基本方針の見直しに当たっては、必要に応じて地方公共団体の意見を聴取するとともに、行政手続法(平成5年法律第88号)による意見聴取手続(パブリックコメント)を通じて、有識者や民間団体を含め、広く国民の意見を聴取するものとする。

第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針

法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、地方公共団体が実施計画を策定する場合には、福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携し、次に掲げる指針を踏まえ策定するものとする。また、実施計画を策定した都道府県の区域内の市町村が実施計画を策定する場合には、この指針のほかに、都道府県の実施計画も踏まえ策定するものとする。

1 手続についての指針

(1) 実施計画の期間

実施計画の計画期間は、都道府県が策定し、公表した日から起算して5年間とする(ただし、当該期間中に法が失効した場合には法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。)

(2) 実施計画策定前の手続

① 現状や問題点の把握

実施計画の策定に当たっては、ホームレスの実態に関する全国調査における当該地域のデータ等によりホームレスの数や生活実態の把握を行うとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、ホームレスの自立支援に関する施策の実施状況について把握し、これに基づきホームレスに関する問題点を把握する。

② 基本目標

①の現状や問題点の把握に基づいて、実施計画の基本的な目標を明確にする。

③ 関係者等からの意見聴取

実施計画の策定に当たっては、当該地域のホームレスの自立の支援等を行う民間団体など、ホームレス自立支援施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

(3) 実施計画の評価と次期計画の策定

① 評価

実施計画の計画期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行う。

② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は公表する。

③ 次の実施計画の策定

①の評価により得られた結果は、次の実施計画を策定するに当たって参考にする。

2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針

実施計画には、第3の2及び3に掲げたホームレス自立支援施策の推進に関する各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体において実施する必要がある施策や、地方公共団体が独自で実施する施策を記載する。

3 その他

実施計画の策定や実施計画に定めた施策の評価等に当たっては、1(2)③及び1(3)①により、関係者の意見の聴取を行うほか、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、都道府県警察等の関係機関とも十分に連携する。

また、都道府県においては、この実施計画の作成指針のほか、区域内の市町村が実施計画を策定するに当たって留意すべき点がある場合には、その内容について、都道府県が策定する実施計画に記載する。

第4期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画の策定体制

(策定主体)

名古屋市ホームレス援護施策推進本部

本 部 会 議

幹 事 会

本 部 長：副市長（健康福祉局主管）

副本部長：副市長（緑政土木局主管）

本 部 員：局長等（27人）

幹 事：課長等（30人）

ホームレスに関する援護施策を総合的かつ円滑に推進するために設置し、以下の事項を行う

- ・ ホームレスに関する援護施策の総合的な企画に関すること
- ・ ホームレスの援護に関する貴重な事業の実施の推進に関すること
- ・ その他ホームレスに関する援護施策に関すること

(作業部会)

ワーキングチーム（分科会）

局の企画担当係長・主査

関係事業担当課の係長・主査

第4期実施計画の素案作成のため、現行計画の7つの主な取り組みごとに分科会を設置

(有識者等懇談会)

ア ド バ イ ザ ー 懇 談 会

(学識経験者等5人)

第4期実施計画の策定にあたり学識経験者等から以下の事項についてアドバイスを得るために設置

- ・ 実施計画の基本方針、実施計画に盛り込むべき事項に関すること
- ・ その他実施計画の策定にあたり必要となる事項に関すること

○名古屋市ホームレス援護施策推進本部規程

平成13年8月1日

達第33号

改正 平成16年達第22号

平成17年達第5号

平成18年達第22号

平成19年達第7号

平成19年達第54号

平成20年達第10号

平成22年達第4号

平成23年達第5号

平成24年達第7号

平成26年達第5号

平成26年達第31号

平成27年達第4号

平成28年達第1号

平成29年達第3号

平成30年達第9号

(設置)

第1条 住居のない者（以下「ホームレス」という。）に関する援護施策を総合的かつ円滑に推進するため、名古屋市ホームレス援護施策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) ホームレスに関する援護施策の総合的な企画に関すること。
- (2) ホームレスの援護に関する重要な事業の実施の推進に関すること。
- (3) その他ホームレスに関する援護施策に関すること。

(構成)

第3条 推進本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は健康福祉局主管副市長とし、副本部長は緑政土木局主管副市長とする。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長等)

第4条 本部長は、本部の事務を総理し、本部会議の議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、必要の都度本部長が招集する。

(幹事)

第6条 推進本部に幹事を置き、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 別表に掲げる職にある者

(2) 本部長が指定する区の企画経理室長の職にある者

(3) その他本部長が指定する職にある者

2 幹事は、本部長の命を受け、推進本部の事務について本部員を補佐する。

(事務局)

第7条 推進本部の所掌事務を処理させるため、推進本部に事務局を置く。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

附 則（平成16年達第22号）抄

1 この達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年達第5号）抄

1 この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年達第22号）抄

1 この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年達第7号）

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年達第10号）抄

1 この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年達第4号）

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年達第5号）抄

1 この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年達第7号）抄

1 この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年達第5号）

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年達第4号）

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年達第1号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年達第3号）抄

1 この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年達第9号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。

別表

本部員	会計室長
"	防災危機管理局長
"	市長室長
"	総務局長
"	財政局長
"	市民経済局長
"	観光文化交流局長
"	環境局長
"	健康福祉局長
"	子ども青少年局長
"	住宅都市局長
"	上下水道局長
"	交通局長
"	病院局長
"	消防長
"	選挙管理委員会事務局長
"	監査事務局長

〃	人事委員会事務局長
〃	教育長
〃	市会事務局長
〃	総務局企画調整監
〃	緑政土木局公園緑地・農政監
〃	総務局総合調整部長
〃	健康福祉局生活福祉部長
〃	緑政土木局緑地部長
〃	中村区長
〃	中区長
幹事	会計室出納課長
〃	防災危機管理局総務課長
〃	市長室秘書課長
〃	総務局総務課長
〃	総務局企画部企画課長
〃	総務局総合調整部総合調整室長
〃	財政局財政部財政課長
〃	市民経済局企画経理課長
〃	観光文化交流局総務課長
〃	環境局総務課長
〃	健康福祉局総務課長
〃	健康福祉局生活福祉部保護課長
〃	健康福祉局生活福祉部主幹（保護施設のあり方検討）
〃	健康福祉局生活福祉部主幹（生活困窮者自立支援）
〃	健康福祉局健康部感染症対策室長
〃	子ども青少年局企画経理課長
〃	住宅都市局企画経理課長
〃	住宅都市局住宅部住宅企画課長
〃	住宅都市局住宅部住宅管理課長
〃	緑政土木局企画経理課長
〃	緑政土木局路政部道路管理課長

"	緑政土木局河川部河川管理課長
"	緑政土木局緑地部緑地管理課長
"	緑政土木局緑地部主幹（公園適正利用）
"	上下水道局企画経理部経営企画課長
"	交通局営業本部企画財務部主幹（企画調整・外郭団体）
"	病院局管理部総務課長
"	消防局総務部総務課長
"	消防局救急部救急課長
"	教育委員会事務局総務部企画経理課長

「名古屋市ホームレス援護施策推進本部事務局」

事務局長：健康福祉局生活福祉部長

事務局次長：総務局総合調整部総合調整室長
《総括及び庁内の連絡調整》

事務局次長：健康福祉局生活福祉部主幹（生活困窮者自立支援）
《生活困窮者自立支援及び住居のない者の援護・保護施設に係る企画調整》

事務局主査：健康福祉局生活福祉部保護課主査（援護事業・保護施設）

事務局次長：健康福祉局生活福祉部保護課長
《生活保護制度との連絡調整》

事務局次長：緑政土木局緑地部主幹（公園適正利用）
《住居のない者に対する公園適正利用の指導》

事務局主査：緑政土木局緑地部緑地管理課主査（公園適正利用）3名
うち1人 健康福祉局生活福祉部保護課主査（援護事業に係る連絡調整）兼務

事務局次長：緑政土木局緑地部緑地管理課長
《公園管理に係る総合調整》

事務局主査：緑政土木局緑地部緑地管理課指導係長

事務局次長：緑政土木局路政部道路管理課長
《道路監理に係る総合調整》

事務局主査：緑政土木局路政部道路管理課監理係長

「第4期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
ワーキングチーム作業班

○は班長

班	事 項	担 当 者
1	住 ま い の 確 保 と 定 着	○健康福祉局保護課主査（援護事業・保護施設） 住宅都市局企画経理課主査（企画調整） 住宅都市局住宅企画課民間住宅係長 住宅都市局住宅管理課主査（入居に係る企画調整） 健康福祉局総務課企画係長
2	就 労 機 会 の 確 保 と 定 着	○健康福祉局保護課主査（適正実施） 市民経済局産業労働課労働企画係長 子ども青少年局企画経理課企画係長 子ども青少年局青少年家庭課青少年自立支援係長
3	心 身 の 健 康 維 持 ・ 回 復	○健康福祉局保護課医療保護係長 健康福祉局感染症対策室主査（結核対策等） 健康福祉局健康増進課推進係長
4	相 談 ・ 援 護	○健康福祉局保護課保護係長 中村区民生子ども課保護援護係長 中区民生子ども課主査（相談援護） 健康福祉局介護保険課推進係長
5	人権の擁護と尊重	○健康福祉局保護課主査（困窮者支援・支援給付） 市民経済局人権施策推進室主査（人権企画） 教育委員会企画経理課企画統計係長 教育委員会人権教育室主査（人権教育）
6	地 域 に お け る 生 活 環 境 の 維 持 ・ 改 善	○緑政土木局緑地管理課主査（公園適正利用） ※健康福祉局保護課主査（援護事業に係る連絡・調整）兼務 緑政土木局企画経理課主査（企画） 緑政土木局道路管理課監理係長 緑政土木局河川管理課管理係長 中村土木事務所維持第二係長 中土木事務所維持第二係長
7	民間団体等との 連携・地域福祉	○健康福祉局保護課事務係長 総務局企画課主査（企画） 総務局総合調整室主査（調整） 市民経済局企画経理課主査（企画調整） 市民経済局市民活動推進センター主査（市民活動に係る協働推進等） 健康福祉局地域ケア推進課地域福祉係長 中村区地域力推進室主査（安心・安全で快適なまちづくりの企画） 中区地域力推進室主査（安心・安全で快適なまちづくりの企画）

第4期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画
アドバイザー懇談会構成員名簿

(敬称略)

区分	氏 名	職 名
委員	岡 本 祥 浩	中 京 大 学 総 合 政 策 学 部 教 授
委員	門 間 晶 子	名 古 屋 市 立 大 学 看 護 学 部 教 授
委員	中 尾 友 紀	愛 知 県 立 大 学 教 育 福 祉 学 部 准 教 授
委員	橋 本 恵 一	特定非営利活動法人ささしまサポートセンター事務局次長
委員	山 田 壮 志 郎	日 本 福 祉 大 学 社 会 福 祉 学 部 准 教 授

※五十音順

第4期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画
の策定に関するアドバイザー懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 第4期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（以下「実施計画」という。）の策定にあたり学識経験者等のアドバイスを得るため、アドバイザー懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 実施計画の基本方針、実施計画に盛り込むべき事項に関すること。
- (2) その他実施計画の策定にあたり必要となる事項に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は学識経験者、福祉関係者のうち、健康福祉局長が指名するものにより構成する。

(謝礼)

第4条 懇談会の出席者に対する謝金の額は、日額 11,600 円とする。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、健康福祉局生活福祉部保護課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

第 4 期 実 施 計 画 策 定 ま で の 経 過

●名古屋市ホームレス援護施策推進本部の開催状況

開 催 時 期	内 容
幹事会 (平成 30 年 4 月 19 日)	○ 「第 4 期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」の策定について ・ 第 4 期実施計画策定スケジュール ・ 第 4 期実施計画ワーキングチーム
幹事会 (平成 30 年 10 月 19 日)	○ 国「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」について ○ 「第 4 期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」について ・ 第 4 期実施計画（素案原案）
本部会議 (平成 30 年 12 月 17 日)	○ 「第 4 期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」素案について
幹事会 (平成 31 年 2 月 21 日)	○ 「第 4 期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（案）」について ・ 「第 4 期実施計画（案）」に対する市民意見の内容及び考え方について ・ 第 4 期実施計画（案）の修正文案

開催時期	内 容
本部会議 (平成 31 年 3 月 日) (※平成 30 年 12 月 28 日現在調整中)	○ 「第 4 期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する 実施計画（案）」について ・「第 4 期実施計画（案）」に対する市民意見の内容及 び考え方について ・第 4 期実施計画（案）の修正文案

●ワーキングチームの分科会及び全体会議の開催状況

開催時期	内 容
第1回全体会議 (平成30年7月9日)	○ 山田アドバイザー懇談会構成員の講演 ○ 第4期実施計画の策定体制及びスケジュールについて ○ ワーキングチームの顔合わせ
分 科 会 (平成30年8月～9月)	○ 第4期実施計画における「7つの主な取り組み」の事項について素案を作成 ○ 開催状況 ・ 住まいの確保と定着（第1班） 8月9日、9月14日 ・ 就労機会の確保と定着（第2班） 8月24日、9月5日、9月19日 ・ 心身の健康維持・回復（第3班） 8月13日、8月21日 ・ 相談・援護（第4班） 8月14日、8月23日、 ・ 人権の擁護と尊重（第5班） 8月13日 ・ 地域における生活環境の維持・改善（第6班） 8月20日 ・ 民間団体等との連携・地域福祉（第7班） 8月15日
第2回全体会議 (平成30年10月18日)	○ 国「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」 ○ 第4期実施計画の素案原案 ・ 第4期実施計画概要について ・ 各ワーキングチームで取りまとめた結果（「7つの主な取り組み」）について ・ 質疑応答 ○ 今後のスケジュール

●アドバイザー懇談会の開催状況

開催時期	内 容
第1回 (平成30年10月22日)	○ 国「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」 ○ 第4期実施計画の素案原案 ・第4期実施計画概要について ・各ワーキングチームで取りまとめた結果(「7つの主な取り組み」)について ・委員から助言、質疑応答 ○ 今後のスケジュール
第2回 (平成31年2月15日)	○ 「第4期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画(案)」について ・「第4期実施計画(案)」に対する市民意見の内容及び考え方について ・第4期実施計画(案)の修正文案 ・構成員から助言、質疑応答 ○ 今後のスケジュール

●その他の実施状況

開催時期	内 容
平成30年12月28日	○ 市会所管事務調査
平成31年 1月11日～2月12日	○ パブリックコメントの実施